

# 民俗芸能の上演目的や上演場所に関する調査研究報告書

著者	文化財研究所東京文化財研究所芸能部
出版年月日	2006-03-31
URL	<a href="http://doi.org/10.18953/00008443">http://doi.org/10.18953/00008443</a>



民俗芸能の上演目的や上演場所に関する調査研究報告書

独立行政法人文化財研究所  
東京文化財研究所

## 刊行にあたって

独立行政法人文化財研究所東京文化財研究所芸能部民俗芸能研究室では、平成 13 年度から平成 17 年度に至る 5 カ年の中期計画において、「民俗芸能の上演目的や上演場所の調査研究」という研究プロジェクトを進めてきた。これは、民俗芸能の本来の意義を明らかにすることを目的に、民俗芸能の上演目的や上演場所の歴史的変遷に関する資料収集、現地調査、記録作成を行い、その保存継承に資する成果を得ようとしたものである。

この研究プロジェクトは、「社会変化にともなって上演目的や上演形態が変化したと考えられる民俗芸能の調査研究」と「本来の上演場所以外での公開についての調査」という 2 つの柱で進められ、年度毎にそれぞれの成果を挙げてきた。

本報告書はその最終年度にあたって、居間までの成果を集大成し、得られたデータを公開することにより、今後の民俗芸能の保存に貢献しようとするものである。

もとより限定的な人員・期間の調査研究成果ではあるが、これによって明らかになった課題・問題点も少なくない。それらについては、次期の調査研究プロジェクトの中で積極的に取り組んでいくつもりである。

ここで提示する論考や資料が、それぞれの民俗芸能の保護において活用されれば幸いである。

平成 18 年 3 月

芸能部民俗芸能研究室長

宮 田 繁 幸

※ 本報告書内の市町村名は、原則として調査時及び原資料表記によっている。

## 目 次

刊行にあたって .....	i
目次 .....	iii
研究組織 .....	v

### 年度別研究実績概要

平成 13 年度 .....	2
平成 14 年度 .....	4
平成 15 年度 .....	6
平成 16 年度 .....	8
平成 17 年度 .....	10

### 論 考

民俗芸能の変化についての一考察 .....	15
俵 木 悟	

民謡伝承の場 .....	35
小野 寺 節 子	

民俗芸能のイベント公開 .....	51
宮 田 繁 幸	

#### 付・資料

資料 1 地域伝統芸能全国フェスティバル .....	71
資料 2 ブロック別民俗芸能大会出演演目一覧補遺 .....	81

## 研究組織

宮田 繁幸

(独立行政法人文化財研究所東京文化財研究所 芸能部 民俗芸能研究室長)

俵木 悟

(独立行政法人文化財研究所東京文化財研究所 芸能部 研究員)

星野 紘

(独立行政法人文化財研究所東京文化財研究所 芸能部長 平成13年度)

小野寺 節子

(独立行政法人文化財研究所東京文化財研究所 芸能部調査員 平成13～14年度)

## 年度別研究実績概要

## 平成 13 年度

---

### 1 社会変化にともなって上演目的や上演形態が変化したと考えられる民俗芸能の調査研究成果

従来無意識に伝承してきたため、その価値が認識されることもなく変容や消滅の危機に直面している民俗芸能に対し、芸能史的評価を明確にする事を目指し、平成 13 年度は「床板上で踊られる盆踊」（調査対象地 徳島県）と「掛け合い歌」（調査対象地 秋田県）について、現地調査と資料収集を実施し、その成果を「芸能の科学」等で公表した。

収集資料数 35 点

- ・ 文献 19 点
- ・ ビデオ 4 点 （堂上の盆踊り 3 点、金沢八幡の掛唄 1 点）
- ・ 写真 フィルム 5 本 （徳島県の盆踊り関係 3 本、金沢八幡宮の掛唄関係 2 本）
- ・ その他 7 点 （金沢八幡宮奉納伝統掛唄に関する伝承者メモ）

論文等掲載数 3 件

- ・ 星野紘 「民俗音楽と地域・学校・行政—民俗音楽の復活再生への方策」 日本民俗音楽学会編 『民俗音楽の底力』 01.10
- ・ 星野紘 「盆踊りの場所の変容とその本来」 星野紘著 『歌い踊る民』 勉誠社 02.1
- ・ 小野寺節子 「民俗芸能のマニュアル作成における成果と課題」 『芸能の科学』 29 02.3

発表件数 3 件

- ・ 宮田繁幸 「民俗芸能とイベント」 東京文化財研究所総合研究会 01.12
- ・ 宮田繁幸 「無形の文化財保護における可能性」 シンポジウム・モーションキャプチャーと舞踊研究 立命館大学アートルイサーチセンター 02.3
- ・ 小野寺節子 「総合的な資料作成—東京都豊島区长崎獅子舞の場合を事例に」 第 4 回民俗芸能研究協議会 01.9

---

## 2 本来の上演場所以外での公開についての調査研究

### 成果

平成 13 年度は、イベントの実態調査として、「第 40 回北上みちのく芸能まつり」（岩手県北上市）、「第 1 回堺芸術芸能フェスティバル」（大阪府堺市）、「第 9 回地域伝統芸能全国フェスティバル」（静岡県静岡市）、「第 51 回全国民俗芸能大会」（東京都）の現地調査を行い、資料を収集した。また、イベントに出演する芸能の現地公開状況を確認するため、「広瀬のかんこ踊り」（三重県鈴鹿市）の現地調査を実施した。さらに、イベント主催者に対する面談調査として、北上市及び堺市の各担当部局を訪問し、必要な情報収集を行い、その成果を総合研究会で発表した。

### 収集資料数 82 点

- ・ デジタル写真 82 コマ（広瀬のかんこ踊り 19 コマ、第 40 回北上みちのく芸能まつり 20 コマ、地域伝統芸能全国フェスティバル静岡大会 14 コマ、堺国際芸術芸能フェスティバル 12 コマ、全国民俗芸能大会 17 コマ）

### 発表件数 1 件

- ・ 宮田繁幸 「民俗芸能とイベント」 東京文化財研究所総合研究会 01.12



## 平成 14 年度

### 1 社会変化にともなって上演目的や上演形態が変化したと考えられる民俗芸能の調査研究成果

平成 14 年度は、個別事例調査の 2 年度目として、長門の岩戸神楽舞について、「二道祖岩戸神楽舞」（山口県楠町）、「別府岩戸神楽舞」（秋芳町）、「真長田天磐戸舞」（美東町）、「滝坂神楽」（三隅町）の現地調査と資料収集を行った。さらに、従来ほとんど調査・報告がなされていなかったが、終戦直後まで同系統の神楽が伝承されていた 2 ヶ所（美祢市伊佐町堀越・岩奥）について、かつての伝承者に聞き取り調査を行い、資料を収集した。また、民謡・盆踊り唄について、「玄如節」（福島県会津若松市）、「謡めでた」（いわき市）、「盆踊り唄」（山形県庄内地方）の現地調査と資料収集を行った。その成果を「芸能の科学」等で公表した。

収集資料数 321 点

- ・ 文献 20 点 （長門の岩戸神楽舞 9 点、民謡・盆踊り歌 11 点）
- ・ 写真 デジタル写真 301 コマ （岩戸神楽舞）

記録作成数 3 件

- ・ デジタルビデオ 11 本 （滝坂神楽 5 本、二道祖岩戸神楽舞 2 本、別府岩戸神楽舞 4 本）

論文等掲載数 3 件

- ・ 俵木悟 「長門の岩戸神楽舞について」 『芸能の科学』 30 03.3
- ・ 小野寺節子 「民謡伝承の場」 『芸能の科学』 30 03.3
- ・ 小野寺節子 「盆踊り唄『ナニャドヤラ』研究の視点」 『民俗音楽研究』 27 03.3

発表件数 3 件

- ・ 俵木悟 「民俗芸能習得のメカニズム—備中神楽の事例から—」 第 90 回民俗芸能学会研究例会 早稲田大学演劇博物館レクチャールーム 02.7.6
- ・ 小野寺節子 「民俗音楽の構造と地域論の展開—埼玉県秩父地方の屋台ばやしを例に—」 シンポジウム『地域研究としての民俗音楽研究』 日本民俗音楽学会 会津大学 02.10.19
- ・ 小野寺節子 「関東地方の芸能—三頭一人立ち獅子舞を例に—」 シンポジウム『民俗芸能の分布と偏差—時代と地域からの検証—』 民俗芸能学会 玉川学園大学 02.11.24

---

## 2 本来の上演場所以外での公開についての調査研究

### 成果

平成 14 年度は、イベントの実態調査として、「平成 14 年度国際民俗芸能フェスティバル」（静岡県静岡市・岐阜県高山市）、「第 10 回地域伝統芸能全国フェスティバル」（富山県富山市）、「平成 14 年度中国・四国ブロック民俗芸能大会」（徳島県鳴門市）、「第 52 回全国民俗芸能大会」（東京都）の現地調査を行い、資料を収集した。また、イベントに出演した芸能団体のイベントに対する意識調査として、昨年・本年の「北上みちのく芸能まつり」に出演した 133 団体へのアンケート調査を実施した。これらの成果を、「芸能の科学」等で公表した。

### 収集資料数 80 点

- ・ デジタル写真 80 コマ （地域伝統芸能全国フェスティバル 40 コマ、中国・四国ブロック民俗芸能大会 40 コマ）

### 記録作成数 22 件

- ・ デジタルビデオ 22 本 （国際民俗芸能フェスティバル 8 本、中国・四国ブロック民俗芸能大会 4 本、第 52 回全国民俗芸能大会 10 本）

### 論文等掲載数 1 件

- ・ 宮田繁幸 「イベント等における民俗芸能の公開に関する調査報告 1」 『芸能の科学』 30 03. 3

### 発表件数 1 件

- ・ 宮田繁幸 「芸能における移動の意味」 第 26 回文化財の保存に関する国際研究集会 東京国立博物館 02. 12. 5

## 平成 15 年度

### 1 社会変化にともなって上演目的や上演形態が変化したと考えられる民俗芸能の調査研究成果

平成 15 年度は、個別事例調査の 3 年度目として、千葉県安房地方のミノコオドリと呼ばれる風流踊を主な調査対象と定め、「洲崎踊り」、「波左間ミノコオドリ」（以上千葉県館山市）、「川口のミノコオドリ」（千葉県安房郡千倉町）の現地調査と資料収集を行い、すべての事例について現在の芸能をビデオに記録し、省略部分も含めて歌詞の全文を採集することができた。また、すでに伝承は途絶えているが、かつてミノコオドリが伝承されていたと考えられる地域での聞き取り調査と資料収集を行った結果、3 カ所の伝承地を確認した。とくに館山市小沼の事例については、歌詞および歌を収録することができた。さらに、安房のミノコオドリと同系統と考えられる民俗芸能や、ミノコオドリの要素が含まれると考えられる民俗芸能の事例として、「白間津大祭」（千葉県安房郡千倉町）、「勝田の獅子舞」（千葉県八千代市）、「茂原昌平町のミノコオドリ」（千葉県茂原市）等の現地調査・資料収集も行った。

収集資料数 500 点

- ・ 文献 20 点
- ・ 写真 デジタル写真 480 コマ（洲崎踊り 80 コマ、波左間ミノコオドリ 85 コマ、川口ミノコオドリ 48 コマ、茂原昌平町ミノコオドリ 31 コマ、勝田の獅子舞 37 コマ、倉橋弥勒三番叟 7 コマ、白間津大祭 115 コマ、賀茂の花踊と三番叟 52 コマ、その他 25 コマ）

記録作成数 13 件

- ・ DVD ビデオ 13 本（洲崎踊り 1 枚、波左間ミノコオドリ 2 枚、川口ミノコオドリ 1 枚、茂原昌平町ミノコオドリ 1 枚、勝田の獅子舞 2 枚、第 7 回房総の郷土芸能 2 枚、白間津大祭 3 枚、賀茂の花踊と三番叟 1 枚）

論文等掲載数 1 件

- ・ 俵木悟 「ミノコオドリの系譜—鹿島踊・弥勒踊の原像から距離をおいて—」 『芸能の科学』 31 04. 3

発表件数 1 件

- ・ 俵木悟 「鹿島踊りの系譜—房総のミノコオドリ（ミロク踊り）を中心に—」 東京文化財研究所総合研究会 東京文化財研究所セミナー室 03. 10. 14

## 2 本来の上演場所以外での公開についての調査研究

### 成果

平成 15 年度は、民俗芸能の現地公開以外のイベントの実態調査として、「平成 15 年度関東ブロック民俗芸能大会」（東京都千代田区）、「平成 15 年度近畿・東海・北陸ブロック民俗芸能大会」（京都府亀岡市）、「平成 15 年度中国・四国ブロック民俗芸能大会」（岡山県倉敷市）、「平成 15 年度国際民俗芸能フェスティバル 第 46 回九州地区民俗芸能大会」（宮崎県宮崎市）、「平成 15 年度地域伝統芸能全国フェスティバル」（広島県広島市）、「第 53 回全国民俗芸能大会」（東京都）の現地調査を行い、資料を収集した。また、近年各地で盛んである新しい芸能公開イベントの調査として、「第 12 回札幌 YOSAKOI ソーラン祭り」（北海道札幌市）の現地調査を実施した。

### 収集資料数 416 点

- ・ デジタル写真 416 コマ（地域伝統芸能全国フェスティバル 136 コマ、平成 15 年度国際民俗芸能フェスティバル 第 46 回九州地区民俗芸能大会 139 コマ、第 12 回札幌 YOSAKOI ソーラン祭り 135 コマ）

### 記録作成数 32 件

- ・ DVD ビデオ 16 本（近畿・東海・北陸ブロック民俗芸能大会 4 枚、中国・四国ブロック民俗芸能大会 4 枚、国際民俗芸能フェスティバル 九州地区民俗芸能大会」8 枚）
- ・ デジタルビデオ 16 本（関東ブロック民俗芸能大会 4 本、第 53 回全国民俗芸能大会 12 本）

### 論文等掲載数 2 件

- ・ 宮田繁幸 「芸能における「移動」の意味—民俗芸能の場合を中心に」 第 26 回文化財の保存に関する国際研究集会報告書『うごくモノ—時間・空間・コンテクスト—』 東京文化財研究所／『うごくモノ—「美術品」の価値形成とは何か』 平凡社 04.3
- ・ 宮田繁幸 「ブロック別民俗芸能大会全出演演目一覧」 『芸能の科学』31 04.3

### 発表件数 1 件

- ・ 俵木悟 「民俗芸能をめぐるフォークロリズム的現状」 民俗学と文化資源に関する特別委員会 日本民俗学会事務局（湯島） 03.8.2

## 平成 16 年度

### 1 社会変化にともなって上演目的や上演形態が変化したと考えられる民俗芸能の調査研究成果

平成 16 年度は、個別事例調査の 4 年度目として、岐阜県揖斐郡の太鼓踊を対象に、おもに近代以後の変遷の過程を調査した。揖斐郡内には多くの太鼓踊が伝承されているが、明治期以後は一時期中断していたところなども多く、現在伝承されている姿や、その様式が形成されてきた背景には事例ごとの特徴がある。これらを比較し、より広範な社会の変化のなかに位置づけることによって、近代の社会変化が民俗芸能に与えた影響とその過程を考察した。具体的事例としては、東津汲鎌倉踊、三倉太鼓踊（以上久瀬村）、谷汲踊（谷汲村）、白檜踊、桂古代踊（揖斐川町）、川合太鼓踊、上ヶ流太鼓踊、下ヶ流太鼓踊（以上春日村）、川上ほうろ踊（坂内村）について現地調査と資料収集を行い、このうち三倉・川合・上ヶ流・下ヶ流・川上についてはビデオによる祭礼の記録も行った。他にも同地域内の太鼓踊の事例について聞き取り調査や資料収集をあわせて行った。

収集資料数 382 点

- ・ 文献 28 点
- ・ 写真 デジタル写真 354 コマ（東津汲鎌倉踊 1 コマ、三倉太鼓踊 56 コマ、谷汲踊 21 コマ、白檜踊 25 コマ、桂古代踊 2 コマ、川合太鼓踊 50 コマ、上ヶ流太鼓踊 42 コマ、下ヶ流太鼓踊枚 51 コマ、川上ほうろ踊 106 コマ）

記録作成数 7 件

- ・ DVD ビデオ 7 枚（三倉の太鼓踊 1 枚、川合の太鼓踊 1 枚、上ヶ流太鼓踊 1 枚、下ヶ流太鼓踊枚 2 枚、川上ほうろ踊 2 枚）

論文等掲載数 1 件

- ・ 俵木悟 「民俗芸能の由来語りの近代性—揖斐郡の太鼓踊の事例から—」 『芸能の科学』 32 05.3

発表件数 1 件

- ・ 俵木悟 「各地の鹿島踊・弥勒踊とその特色」 第 35 回芸能部公開学術講座 江戸東京博物館ホール 04.12.26

---

## 2 本来の上演場所以外での公開についての調査研究

### 成果

平成 16 年度は、民俗芸能の現地公開以外のイベントの実態調査として、「平成 16 年度近畿・東海・北陸ブロック民俗芸能大会」（石川県金沢市）、「平成 16 年度北海道・東北ブロック民俗芸能大会」（秋田県秋田市）、「平成 16 年度関東ブロック民俗芸能大会」（茨城県水戸市）、「平成 16 地域伝統芸能全国フェスティバル」（茨城県水戸市）、「平成 16 年度九州地区民俗芸能大会」（大分県竹田市）、「第 53 回全国民俗芸能大会」（東京都）、「国立劇場おきなわ民俗芸能公演」（沖縄県浦添市）、「第 3 回秋篠音楽堂伝統芸能公演」（奈良県奈良市）、「国立文楽劇場 民俗芸能公演」（大阪府大阪市）の調査を行い、資料を収集した。また、近年各地で盛んである新しい芸能公開イベントの調査として、「第 13 回札幌 YOSAKOI ソーラン祭り」（北海道札幌市）、「第 51 回高知よさこいまつり」の現地調査を実施した。

### 収集資料数 287 点

- ・ デジタル写真 287 コマ（地域伝統芸能全国フェスティバル 43 コマ、関東ブロック民俗芸能大会 74 コマ、第 13 回札幌 YOSAKOI ソーラン祭り 90 コマ、第 51 回高知よさこいまつり 80 コマ）

### 記録作成数 32 件

- ・ DVD ビデオ 15 本（近畿・東海・北陸ブロック民俗芸能大会 5 枚、北海道・東北ブロック民俗芸能大会 5 枚、九州地区民俗芸能大会 5 枚）
- ・ デジタルビデオ 21 本（関東ブロック民俗芸能大会 4 本、地域伝統芸能全国フェスティバル 8 本、第 53 回全国民俗芸能大会 9 本）

### 論文等掲載数 1 件

- ・ 宮田繁幸 「ブロック別民俗芸能大会—その歴史と現在—」 『芸能の科学』 32 05. 3

### 発表件数 1 件

- ・ 宮田繁幸 「民俗芸能大会をめぐる今日的状況」 第 7 回民俗芸能研究協議会 東京文化財研究所 04. 11. 18

## 平成 17 年度

### 1 社会変化にともなって上演目的や上演形態が変化したと考えられる民俗芸能の調査研究成果

平成 17 年度は、プロジェクト最終年度として、これまで行ってきた現地調査の補足調査を行った。とくに今後研究の進展が期待される対象として、関東地方の鹿島踊・弥勒踊の諸事例についての現地調査を中心的に行った。具体的には、千葉県安房地方のミノコオドリの関連事例（館山市神余のかっこ舞・船形のお船祭り）、伊豆大島元町吉谷神社祭礼の鹿島踊、茨城県水戸市・石岡市周辺の棒みろくの関連事例（石岡総社宮祭礼・三村須賀神社祭礼・美野里町竹原神社祭礼）等について現地調査と資料収集を行った。この調査の成果は、昨年度までに行った関連事例（長野県飯田市お練りまつりの鹿島踊・島田帯祭りの鹿島踊・大井川町吉永八幡宮祭礼の鹿島踊等）の調査の成果と合わせて、『芸能の科学』誌上に発表した。また、それ以外の補足調査として、山口県萩市木間の神代の舞（平成 14 年度の長門の岩戸神楽舞関連事例）の現地調査を行った。さらに、本プロジェクトのこれまでの研究成果をもとに、今後の文化財保護行政において民俗芸能の変化・変容をいかに捉えるかという問題について考察し、研究プロジェクト成果報告書において発表した。

収集資料数 691 点

- ・ 文献 36 点
- ・ 写真 デジタル写真 655 コマ（神余かっこ舞 192 コマ、元町吉谷神社祭礼 275 コマ、石岡総社宮祭礼 70 コマ、三村須賀神社祭礼関係 3 コマ、竹原神社祭礼関係 7 コマ、木間神代の舞 108 コマ）

記録作成数 10 件

- ・ DVD ビデオ 10 枚（神余かっこ舞 3 枚、元町吉谷神社祭礼 4 枚、染谷十二座神楽 1 枚、木間神代の枚 2 枚）

論文等掲載数 2 件

- ・ 俵木悟 「『その他』の鹿島踊—祭礼行列に出る鹿島踊・弥勒踊を中心に—」 『芸能の科学』 33 06.3
- ・ 俵木悟 「民俗芸能の変化についての一考察」 『民俗芸能の上演目的や上演場所の調査研究報告書』 06.3

発表件数 1 件

- ・ 俵木悟 「『正しい神楽』の伝え方—現代における民俗芸能の伝承過程の一考察—」 第 8 回「パフォーマンスの民族誌的研究」研究会 千葉大学社会文化科学研究科 05.12.18

---

## 2 本来の上演場所以外での公開についての調査研究

### 成果

平成 17 年度は、民俗芸能の現地公開以外のイベントの実態調査として、「平成 17 年度近畿・東海・北陸ブロック民俗芸能大会」（大阪府大阪市）、「平成 17 年度北海道・東北ブロック民俗芸能大会」（山形県山形市）、「平成 17 年度関東ブロック民俗芸能大会」（神奈川県横浜市）、「平成 17 年度中国・四国ブロック民俗芸能大会」（鳥取県鳥取市）、「平成 17 年度九州地区民俗芸能大会」（鹿児島県鹿児島市）、「平成 17 地域伝統芸能全国フェスティバル」（山形県酒田市・鶴岡市）、「第 35 回京の郷土芸能まつり」（京都府京都市）の調査を行い、資料を収集した。また、近年各地で盛んである新しい芸能公開イベントの調査として、「第 52 回高知よさこいまつり」の現地調査を実施した。

さらに、万国博覧会「愛・地球博」における民俗芸能の公開状況についても確認調査を実施した。

### 収集資料数 114 点

- ・ デジタル写真 114 コマ （第 52 回高知よさこいまつり 68 コマ、平成 17 年度九州地区民俗芸能大会 46 コマ）

### 記録作成数 28 件

- ・ デジタルビデオ 28 本 （近畿・東海・北陸ブロック民俗芸能大会 11 本、北海道・東北ブロック民俗芸能大会 4 本、度関東ブロック民俗芸能大会 4 本、中国・四国ブロック民俗芸能大会 4 本、九州地区民俗芸能大会 5 本）

### 論文等掲載数 1 件

- ・ 宮田繁幸 「民俗芸能とイベント公開」 『民俗芸能の上演目的や上演場所の調査研究報告書』 06.3

### 発表件数 1 件

- ・ 宮田繁幸 「民俗芸能とイベント公開」 東京文化財研究所総合研究会 東京文化財研究所セミナー室 06.03.07



# 論 考

# 民俗芸能の変化についての一考察

俵 木 悟

## はじめに：「民俗芸能の変化」という課題の困難

筆者は本プロジェクトにおいて、平成 14 年度より主に「社会変化にともなって上演目的や上演形態が変化したと考えられる民俗芸能の調査研究」に従事してきた。プロジェクトの一環として、平成 14 年度には山口県長門地方の岩戸神楽舞、平成 15 年度には千葉県安房地方のミノコドリ、平成 16 年度には岐阜県揖斐郡の太鼓踊について、さらに平成 17 年度には平成 14 年度の成果を受けて関東近県の祭礼行列に出る鹿島踊・弥勒踊について、それぞれ現地調査にもとづく報告を行った。

これらの事例はすべて、およそ近世後期以後に様式的な変化があったと理解できるものであるが、変化のあった時期、変化の要因、およびそのもたらした影響は様々である。例えば長門の岩戸神楽舞は、近世末に吉田神道の神事祭礼統制によって唯一神道風に整理された様式をもつと考えられるが、その統制が及んだ期間は比較的短かったため、この様式は地域の神楽全体からみても特徴的なものとなっている。一方、安房のミノコドリはやはり近世末期から明治期にかけて大きな変化があったと考えられたが、それは雑多な要素、とりわけ都市の洗練された芸能や風俗、あるいは我々の想像以上に流通していたと思われる「鹿島踊」の視覚的なイメージなどを選択的に取り入れてきた結果であり、風流の精神に支えられた雑種的な性格を持つものと考えることができた。両者は比較的近い時期にあった民俗芸能の変化であるが、その様態は対照的であり、前者が特定の意図にもとづく純化と捉えられるとするならば、後者は多様な要素の混成化と捉えられる。あるいは変化の要因という観点から捉えるならば、前者は 18 世紀末から 19 世紀初頭の吉田神道による神社祭礼統制という多分に外在的な要因が強く作用し、いわば外からコントロールされるかたちで起こった変化と考えられるが、後者はその時代ごとの流行現象や、時々伝承地に訪れて影響を与えていく職能者などの存在を背景として考慮に入れる必要はあるものの、様式の変化そのものは、むしろ伝承者たちがどん欲に、様々な要素を取捨選択していった結果であると考えられる。このように、一口に民俗芸

能の変化といってもその様態は多様であり、仮にほぼ同じ時代であったとしても、地域によって、そこに関わる人によって、あるいは偶発的な出来事の影響を受けて、ほとんど無限に展開し得るのであり、変化の一般的な特徴を抽出することなどまず不可能に近いように思われる。

さらに近代以降になると、民俗芸能の変化を考えるという試みはより複雑な様相を呈する。一つには、当然のことながら変化を跡付けるものとして我々が参照し得る資料が豊富になる。またより重要だと思われるのは、伝承者たちにとっても変化が切実なものとして認識されてくることである。場合によっては自分たちの現在の実践に直接繋がるものとして過去の出来事が意味付けられている。揖斐郡の太鼓踊の考察はその一例であり、そこで検討した事例の多くは、現在も存命の伝承者や、せいぜいその一世代前の時期に、伝承の中断や復活、あるいは伝承形態の大きな変化を経験していた。このような経験の中で、伝承者たちは自分たちが担うものの過去を発掘し、それをもとに現在の自分たちが実践する芸能の意味や目的を問い直していた。筆者のような調査者は、現地においてそうした人々の語りを聞くことで、その芸能の「以前の姿」を知ろうとする。しかし果たしてその「以前の姿」は、現在の実践と比較対照し得る過去の姿として実体化できるものであろうか。むしろそこで得られるものは、幾重にも解釈を施された、「そうであると信じられている過去」と考えるべきものである。もちろん我々は調査の過程で、可能な限りの資料を参照し、あるいは周辺緒事例との比較などを通じて、伝承者によって語られた過去の客観性を高めるための努力を払おうとする。しかしそうしている間にも、現実の伝承は進行しているわけであり、新たな過去が発見され、解釈されているかもしれない。この過程には際限が無く、我々がかろうじて呈示できるのは、ある時点における暫定的な蓋然性をもった過去の姿であり、そのようなある時点での姿と、別のある時点を比較して、見いだすことのできる変化の様態である。

このような調査研究を経て思うのは、上述のように、現在という時点から見て変化として捉えられる現象も、見方を変えれば、個々の民俗芸能の姿が現在あるように形成される、その形成過程の一局面なのだということである。そして、少なくともその民俗芸能が現在も伝承されているのだとすれば、その個別形成の過程は現在進行形のものとして捉えなければならないはずである。その意味で、極論と言われることを恐れずに言えば、すべての民俗芸能は常に形成過程にあり、完成したものではないのである。

## 文化財としての民俗芸能の変化：多面的把握の必要性

ところで、筆者がここで民俗芸能の変化の問題を取り上げる動機の一つに、文化財と

しての民俗芸能の保護という実践的な課題において、変化という問題があらためて考慮すべき重要な課題として浮かび上がってきたことが挙げられる。そもそも無形の民俗文化財が保護の対象として位置づけられるに至った経緯の中で、時代と共に変化する性格を有するという点が、その取り扱いをどうするかの根拠としてしばしば言及されたということは、近年の民俗文化財制度を再検討する諸研究において度々指摘されているのでここでは繰り返さない。また同様に近年の文化財保護政策の再検討の様々な試み、例えば平成6年7月の「時代の変化に対応した文化財保護施策の改善充実について」の報告や、平成13年11月の「文化財の保存・活用の新たな展開」の報告等においては、文化財が置かれている社会状況の変化を考慮に入れ、各々の文化財の性質に合わせた多角的な保護手法の確立が求められている。とりわけ現代の複雑な社会状況の下で、民俗芸能のような、人々の生活と密接に結びつき、人によって体現されることで表出される文化財にとって、変化はきわめて切実な問題として目の前にある。例えば、長く文化財としての民俗芸能の保護に携わっている齊藤裕嗣の次の言葉は、民俗芸能の変化という問題をどのように扱うべきかについての戸惑いが率直に表れている。

そもそも文化財という言葉には、ある意味で固定的で変化しないもの、さらに変化させてはいけないものという概念があるように思います。しかし現に生きる人々によって伝承され公開されている伝統芸能や民俗芸能は、本来、常に変わっていくものではないかという考え方があります。最近、無形文化財や無形民俗文化財に関しては、保護という言葉ではなく継承と発展という言葉がふさわしいともいわれております。また民俗学では、文化財保護行政と民俗芸能等の関わりを研究し、文化財の指定が伝承を変化させる大きな要因であるとの指摘もあります。そもそも伝統芸能や民俗芸能は変化・変容するものなのかどうか。その変化・変容とは何か。変化は望ましいものなのか、変化するべきではないのか。もし本来、変容するものであるならば文化財としての保護とは、どうあるべきなのか。有効な支援策とは何かなど、これからも検討すべき大きな課題だと思います。[齊藤 2004: 54]

ただ、この文章を読んで感じるのは、民俗芸能の変化という現象が平面的に捉えられていないかという懸念である。もちろんそれは、我々この問題に積極的に関わらなければならぬ全ての者の責任によるものである。これまで我々は、民俗芸能の変化という現象の内実、変化が生じるメカニズム自体に迫ろうとせず、変化という現象そのものの是非や、変化を引き起こすとされる個別の要因を指摘することに拘泥してきた。つまり筆者は、この問題を考えるに当って、変化にいかに対処するかという課題の前提となる、我々が民俗芸能の変化として語るものの内実が共有されていないのではないかという懸

念を抱くのである。そうした共通の土台の無いまま、位相の異なる幾つもの論点を混在させて見識を戦わせても、生産的な結論が導けるはずがない。これが、筆者がここで、困難を承知で民俗芸能の変化の多面的なメカニズムをモデル化してみようと試みる理由である。現実から遊離したあまりに理念的な話として退けられることを危惧もするが、複雑かつ多様な実態を挙げて対話を成立させ、かつ今後の課題を明確化するには、理念化もまた避けられないと信じて、敢えて行う考察として甘受されることを願うものである。

## 前提としての無常性

ところで、前述の齊藤の言葉にあるように、「そもそも文化財という言葉には、ある意味で固定的で変化しないもの、さらに変化させてはいけないものという概念がある」ように思われるのは、文化財という概念が根本的には有形の文化財を中心にして作られてきたからだと考えられる。有形物の場合は基本的に（専門家にはそれほど単純ではないと怒られるかもしれないが）、適切に扱われるならば、外部からの手加わらない限り、物は従前の姿を留めるはずである。したがって、ある特定の状態における物の価値が認められれば、その保護の手段とは、可能な限り適切な環境を用意することでその物の状態（現状）を維持することであるだろう。またその物が従前の状態を留めているか否かは、形態や物性の科学的分析によってかなりの程度客観的に判断できるはずである。

一方、無形の文化財の場合は、人の身体をもって体現されることによって可視化されるものであり、その一度の体現は時間の経過の中で消滅してしまう。しかもそれを体現する人間の身体は有機体であって、厳密には常にそれ以前と同じではありえないし、その体現が埋め込まれる時間の流れもまた、言うまでもなく常に進行しており、二度と同じ時間の中で再現されることはない。にもかかわらず我々がある特定のわざや様式を連続したものとするのは、それが知識や記憶といった不定形のものによって媒介され、しかもその知識や記憶が時間の流れを超えて一定の連続性をもっており、わざや様式の表出の根拠となっていると認めているからであろう。純粹に表出された形態の問題として考えるならば、おそらくどれほど記録の手段が高度になろうとも、以前の表出形態と次の表出形態が同じであると証明することはできないだろう。そもそも無形の民俗文化財の場合、その価値が認められるのは表出された形態の同一性のみによるのではない。無形の民俗文化財は「生活の推移の理解のため」に重要と認められるからこそ保護すべきであると考えられるのであって、その理解のために支障がなければ厳密に形態が同じでなければならない理由はないと筆者は理解している。

だが、このことをもって「民俗芸能は変化するものである」と結論することは早計である。ここで一度ごとの体現が、厳密な意味で以前と同じ形態を表出すると証明することは不可能であるということ（ここでは無常性と呼ぶ）は、これから検討しようとする「変化」とは次元を異にするものである。この無常性は無形の文化財が本有的に帯びる性質であって、民俗芸能の変化を考える前提として誰もが是非もなく受け入れなければならないことである。これと、伝承という人々の主体的な活動のなかで働きかける／働きかけられる作用によって生じる変化とは別の問題として考える必要がある。無常性は単にものが「常に同じでない」ことを説明しているだけであって、論理的かつ静態的な考え方である。一方、ここでいう変化とは、もっと動的な過程の一局面を表すものとして捉えるべきものである。そこには変化をもたらす要因や変化を起こす主体があり、結果としての変化の現れ方も一様ではない。だからこそ本稿において筆者は、こうした諸項目を幾つかの軸に沿って切り分けていき、民俗芸能の変化の様態あるいは変化が生じるメカニズムを整理し、その理解の助けとなることを試みようとするのである。

### 「生活環境的変容」と「芸術的変容」：三隅治雄の議論を手がかりとして

民俗芸能の研究者として、文化財としての民俗芸能の保護施策にも大きく関わってきた三隅治雄は、民俗芸能の変容<sup>①</sup>について興味深い指摘をしている〔三隅 1991〕。これを民俗芸能の変化について整理する手がかりとしてまずは考えてみたい<sup>②</sup>。

三隅は民俗芸能の変容のあり方を分類して、「生活環境的変容」と「芸術的変容」があると大別している。さらに芸術的変容を、

- ① 伝承者個々が、技を磨こう、うまくなろう、人からほめられようという意識で行う「洗練」（これのみ三隅が命名をしていないので、使用された言葉から筆者が便宜的に選択した）
- ② 舞台劇場等での上演にともなって、観客・舞台機構を意識したり、衣装の粉飾化、芸能の空間的・時間的変革などが起こる「演出」
- ③ 他所の芸能や流行りの芸能をまねて取り込む「模倣と接合」
- ④ 以前のものを踏まえつつ、内容的に逆手にとったり新しい解釈や趣向を加えて演じてみせる「演繹」

と細分している。芸術的変容の細分についてはやや恣意的と思われる感もあるが、民俗芸能の変容を、日常生活の中で養われる生理・感覚・行動が否応なく反映されるとする

生活環境的変容と、たとえ專業芸能者でなくとも、以前からあるものを自分の思考なり感覚なりでよりよいものにしていこうという人間の基本的な欲望による芸術的変容に大別したのは意味があるだろう。

一般的に、「無形の民俗文化財は時代とともに変化するのが当然である」と言われる場合、それは三隅のいう生活環境的変容を想定しているのではないだろうか。つまり、民俗芸能はほとんどの場合、芸能專業ではない伝承者によって演じられるものである。彼らにとって民俗芸能を演じるのは生活のサイクルの一部としてであって、芸能を演じるという目的のために、自らの日常生活やその環境を大きくコントロールできるわけではない。必然的に、彼らは生活を取り巻く社会的環境に適応しなければならず、それが彼らの伝える民俗芸能の実践にも反映される。このような意味での変化は、民俗芸能に限らず民俗一般に関して古典的な問題であり、いわゆる近代化と民俗変化の問題の多くはこの位相を扱っていると考えられる。つまり、特定の時間・空間に埋め込まれ、日常生活を共にする人々によって演じられるという民俗芸能の性格（もちろんそうでない民俗芸能もあることは承知だが、ここでは一般論として抽象化している）に基づく変化の機構であって、これを「民俗的」変化と呼び換えることも可能かと思われる。

しかし一方で、三隅の考えのユニークな点は、その生活環境的変容をあくまで身体的に捉えようとしている点である。三隅は生活環境的変容を「人々のもつ生活環境やその中でつくられる生活様式が、それぞれの日常の身体的行動に影響を与えて、それがおのずから芸能の立居振舞いの上にも反映するということである」と定義している〔三隅 1991: 13〕。つまり環境の変化が生理や感覚にまで反映され、それが身体的行動として表出されることを生活環境的変容と言っているのである。三隅が例として挙げているのは、肉体労働の急激な減少が腰高でタメのきかない踊りの動作を生むとか、不揃いであった踊りのリズムが西洋音楽一辺倒の教育の結果、西洋的な等拍リズムになってしまうといったことである。

確かにこのような変化は、芸能のより本質的な変化であるといえるだろう。民俗芸能において、身体技法の社会的構築の研究はこの10年ほどの間にめざましい展開を見せており、今後も進展が望まれる領域である〔cf. 福島 1995〕。しかしこれまでの民俗芸能の研究において、三隅が指摘するような身体技法的な変化の様態は、必ずしも実証的な研究の成果としてではなく、あくまで印象的なレベルで語られているに過ぎないようにも感じられる。もちろん、それが伝承者自身の認識であれば、そのこと自体が重要な民俗的事実であろうが、その認識は後に述べる伝承者の意識と芸能の様式の変化の相関という問題とも関わるもので、それ自体を身体技法の変化としてそのまま理解するわけにはいかない。一方、身体技法の変化が研究者などの第三者によって語られる場合は、さらに注意が必要である。そもそも身体技法の歴史的変化を実証的な比較から導くのは、

資料の制約という大きな壁がある。そうした制約に無自覚なまま、印象レベルで語られる身体技法の変化は、場合によっては「昔は良かった」という懐古的心情からくる情緒的なものであったり、語り手自身が考えるその芸能の「あるべき姿」という理念型の投影であったり、または「生活のリズム＝芸能のリズム」というような素朴な環境決定論であったりする可能性を否定できない。そもそも上記のような研究動向が近年見られるということは、これまであまり民俗芸能の身体技法的側面が顧みられていなかったということ逆説的に表してもいる。三隅の言うように、生活環境の変化が人間の生理や感覚にまで影響を与えるということを実証的に語るには、ある程度大きなタイムスパンでの実証的な比較検証を重ねなければならない。やっと近年になって、実写動画像などを用いて民俗芸能の身体技法を記録する試みが盛んになってきている状況で、これを検証するのは今後の課題といえよう。しかし、だからといって三隅の考えを否定するわけでもない。民俗芸能の変化のメカニズムを整理する上で、一つの理念的な類型としては十分考慮すべきである。

一方、三隅のいう「芸術的変容」についてはどうだろうか。上述の視点が民俗芸能の「民俗」的側面から導き出されるとすれば、こちらはより「芸能」的側面から導き出されるものである。確かに民俗芸能はそれを伝える地域や集団における日常生活に埋め込まれたものであり、その意味で専門的な、プロフェッショナルな芸能とは異なるものである。多くの場合、それを演じる理由は何らかの機能や目的を果たす手段として考えられてきた。その考えの是非はここでは問わないが、それをもって当事者に、より上手く、より充実した演技を行おうという基本的な欲求が存在するということが否定されるわけではない。彼らにとって民俗芸能の良き伝承とは、自分たちが体現する芸に対する積極的な働きかけに対する評価であったとしてもなんら不思議ではない。また民俗芸能が、純粋な儀礼や慣習的行為と区分され、芸能であると認識されているのは、他者の目を意識した（「見る／見られる」という関係によって規定された）審美的評価が働くからであるという指摘もある [cf. 橋本 1993a]。だからこそそれぞれの土地に行くと、舞や踊りであれ囃子や鳴物であれ、その土地の名人や師匠と呼ばれるような一目置かれる芸の達人なものがおり、またそうまでならずとも、生活や仕事の時間を少なからず削ってまで稽古に精を出す多くの伝承者がいるのである。その意味で三隅の指摘は首肯できるし、比較的軽く見られがちな芸を高めるという欲求を、民俗芸能の変化の一要因と捉えたのは炯眼と言うべきだろう。「芸術的変容」という言葉はやや大仰ではあるが、新たな演出の創出や演技の全面的な再構成とまで言わずとも、手の振り方や身の構え方、せりふや歌の節まわしのちょっとした工夫など、実践者にとって「より良い」演技の実現のために加えられるアレンジなどは、我々が民俗芸能のフィールドワークを行う中でもごく当たり前前に観察できるものである。これは前提としての無常性とは次元が異なる。



実際に芸能を体現する者の働きかけによってなされるものであり、芸能を演じる／伝えるという活動の中から生じてくる変化である。

## 変化が現れるところ：身体技法的側面と慣習的側面

さて、このように三隅の民俗芸能の変容についての考えは、変化の因果を一連のものとして捉えた、機構（メカニズム）に基づく分類として理解することが可能である。しかし実際には、この2分類によって民俗芸能の変化のメカニズムを網羅したとはとうてい言えず、さらなる精緻化によってモデルとしての蓋然性を高めなければならない。例えば、筆者が芸術的変容として挙げられた4つの細分がやや恣意的に感じられるというのは、先述の通り三隅が生活環境的変容を身体技法に現れるものと見ているにも関わらず、芸術的変容に関しては必ずしもそのような見方をしておらず、むしろ多様な変化のあり方を雑駁に内包させているように思えるからである。一例を挙げると、芸術的変容の細分②の「演出」の例として、三隅は衣装の粉飾化や空間的・時間的変革などを挙げている。こうした変化は、身体技法というよりも、むしろ芸能をとりまく様々な慣習的側面<sup>(3)</sup>に現れる。同様に細分の①③④についても、必ずしも身体的な側面での変化に限られることはない。そして、このような慣習的側面の変化についても視野に入れるのだとしたら、当然、生活環境的変容についても同じことを考えなければならないだろう。いや、むしろ生活環境的変容にこそ、慣習的側面の変化が顕著に見られるように筆者には思われる。具体的にいえば、過疎化や人口比の変化によって従来ある役を担ってきた資格や属性を持つ者が足りなくなる（子供の役を大人が演じる、男性の役を女性が演じるなど）、祭礼や芸能に使用する道具等が用意できなくなる（神楽の綱蛇に使用する新藁、花田植に参加する牛など）、伝承者の就業形態の変化や暦の変更に伴って祭日が変更になる（勤め人の増加で週末に固定される祭日や、いわゆる「ハッピーマンデー」問題など）などといった問題が容易に想起されるだろう。このように見えてくると、三隅のモデルは、民俗芸能の変化の典型的なメカニズムを例示してはいるものの、抽象的なモデルとしては十分に構造化されていない。筆者としては、三隅の案をもとにするならば、「変化の要因」と「変化が現れる側面」を独立変数として扱った方が良いように思われる。つまり、変化の要因として「環境的要因」と「芸術的要因」を挙げ、その変化が現れる側面を「身体技法的側面」と「慣習的側面」に分ける。これによって民俗芸能の変化をより機構的に捉えることが可能になるだろう。

また、このそれぞれの二項は、民俗芸能の「民俗」と「芸能」という複合的な性格の二つの極をそれぞれ反映したものであるということも理解されるだろう。すなわち、変

化の要因についてはすでに述べたように、環境的要因は「民俗」の極、芸術的要因は「芸能」の極により強く作用すると考えられる。同様に、変化が現れる側面について言えば、慣習的側面に現れる変化は「民俗」の極に、身体技法的側面に現れる変化は「芸能」の極により近く理解されるだろう。したがって、〇〇という変化は許容できるが、□□は好ましくないというような、特定の変化について評価する言説は、このモデル上に定位された場合、その人物が民俗芸能のどのような性格をより重視しているかということ、あるいは彼が民俗芸能に何を見ているのかを映し出すことにもなるだろう。

## 変化の動機

もう一点、しばしば変化の問題を論じるときに焦点となるのが、「変化する」ことと「変化させる」ことを峻別し、とりわけ自律的な民俗芸能の伝承に「手を加えて」変化させることの是非を問うことである。もちろん、筆者もおそらく多くの者と同じように、できることならば伝承者たち自身の思いと尽力によって民俗芸能の伝承がなされていくことを良しと考えるものであり、その意味でこの考え方に心情的に惹かれるところがある。しかし、実際の民俗芸能の変化の様相をみたときに、果たしてそう単純に考えられるのかという疑問を抱かざるを得ない。

おそらくこれを単純にモデル化するならば、変化の原因を内在的／外在的と分けることになるだろう。しかしこうすると誰もがすぐに、民俗芸能の伝承という活動の内と外をどのように分けるのかと疑問を持つはずである。その外延は、例えば地域を単位に求められるのか、あるいは芸能の実践に直接関わる伝承者・伝承組織を単位に求められるのか、あるいは個人に求められるのか。筆者は、伝承の特定の局面について、その内／外をある程度明示できることはあると思っているが、それはその局面を切り取る者（例えば研究者）の視点に依存するのであって、活動そのものの内／外とは異なる。むしろそのような境界を定めるのは、古典的な民族誌が、対象社会を内部整合性の高い閉じたサイクルと規定したのと同じように、民俗芸能の伝承という活動を静態的に見ることと繋がっているように思われるし、そのような切り分けをする自分の立場を外の側に置くことで、伝承活動との関係性や影響力を曖昧にすることになるだろうと思われる。

また、完全に外在的な力によって引き起こされる変化の例を考えてみると、それはここで検討している、伝承という主体性を伴う活動の中で生じる変化とは別に考えなければならない問題となろう。その極端な例は、ダム建設に伴って特定の芸能を伝承する地区が離散を余儀なくされるとか、何らかの強制力をもった規則によって変更を命じられるような場合だろうが、これらはそれに抗うことができないという意味で「変化という

メカニズム」の外にある暴力であって、是非を考えるまでもない。

筆者は、変化の問題を伝承という活動から生じてくるものと考えているので、変化の動機も根本的には活動の内にあるものと考え。あるいは、より正確には伝承活動の主体を中心とした一つの状況に埋め込まれたものと考え。変化をもたらす様々な動機は、伝承活動の中心に近い位置から発せられるものと、そこから離れた位置に生じるものがある。しばしば民俗芸能を変化させてしまうものとして挙げられる、研究者やメディアの言説、各種の文化政策、あるいは観光化や商業化も含めた広い意味での資本主義的なシステムなども、それを伝承活動の外にあるものと捉えるのではなく、遠景ではあってもあくまで伝承活動の状況の一部を成すものとして考えるべきであろう。伝承の中心近くにいる者は、そうした様々な動因や誘因を、その時々状況に応じて戦術的に選び取って彼らの実践を形作っている。また実際に、意識的な伝承活動が、民俗芸能の伝承という文脈を離れた社会的なネットワークにおいて、一定の政治的・経済的影響力を持つ者によって先導されるということは珍しくなく、現代における民俗芸能の変化という問題を、そうした地域のマイクロポリティクスと切り離して考えることはできないものと思われる。それは同時に、様々な制度的立場で民俗芸能に関わる私たち自身と伝承活動との関わりを問い直すことにもなるだろう。内／外という二分法ではなく、多様な要素の「関わり」の網の目を対象化するという視点が必要とされる。

## 変化に抗するメカニズム

さて、このように変化のメカニズムの様態を分析的に見ることによって、具体的な変化の問題を扱う際にも、問題のどの位相を扱っているのか、また自分はそこにどのように関わっているのかということを確認にすることが（少なくとも今まで以上には）可能になると思われる。こうした作業は、議論をする上での共通の土台を形成するとともに、変化は是か／非か、あるいは民俗芸能は変化するものか／しないものかといった、ある意味で変化の問題を他人事として考えるような態度を反省することになるはずである。

だがここで、上記のような変化の生じるメカニズムを認めただけで、民俗芸能の伝承にはこれに抗するメカニズムも存在するという必要もあるだろう。端的に言う、民俗芸能の伝承には、あえて変化することを求めないような機構も備わっている。注意すべきは、これは「民俗芸能は変化すべきではない」というような義務的な意味を含まないということである。そうした上からの「べき論」以前に、民俗芸能は機構的に変化が制約されるものであるということである。この制約の要因はいくつか考えることが可能である。

例えばその制約の要因のひとつと考えられるものに、民俗芸能の非合目的性が挙げられよう。しばしば民俗芸能の変化が問題にされる際に「本来の目的が忘れられている」とか「かつての芸能を演じる理由が今は意味をなさなくなった」というように、本質的な目的が設定され、変化がその目的からの乖離として説明されることがあるが、これは変化の説明としては適切ではないと筆者は考えている。というのも、特定の目的のために民俗芸能が演じられるとするのなら、論理的には、その目的を達するためにより効果的な方法を模索し、現在の状況に合わせて合目的的に作り替えていくという実践があってもおかしくない。そして仮にその目的が社会の変化によってもはや必要とされなくなった時、目的を果たすための民俗芸能も存在する意味を失ってしまう。たとえばかつて農村で演じられていた、農耕儀礼として予祝の意味を持つとされる田遊びが、現在は都市化にともなって農地が全く無くなり、農業従事者もいなくなった土地で今でも行われているとする。目的論的な理解ではこのような事例を説明することはできないのである。もちろんそうした目的がある時点での民俗芸能を演じる動機に大きく作用することはあるだろうが、常にその目的のために民俗芸能が存在するという理由にはならないし、目的が忘れられたから民俗芸能が変化するという根拠ともならない。まして民俗芸能の上演にまつわる、様々な慣習的側面の細則の一つ一つに意味や目的を見いだすなど、ほとんど不可能なはずである [cf. 福島 1993]。

かつて筆者は文化人類学における近年の儀礼論を素描して、儀礼とは基本的にすでにある規則に従って繰り返す行為であると考察したことがあるが、民俗芸能についてもある程度同じことが言えると考えている [俵木 2000]。すなわち伝承者には、なぜそのような芸能を演じなければならないのかという目的や理由は決して明確ではない。しかし民俗芸能やそれを含む祭礼は一定期間のサイクルで行うことと決められている。そのとき、最も穏当かつ簡易なやり方は、できるだけ以前のやり方（通常は直近のやり方）に従うことである。なぜそうするのかという理由が明確でない以上、他の、よりふさわしいやり方というのも考えられないはずであり、これまでのやり方で特別な問題が生じなかったのだとすれば、それをそのまま踏襲するのが当然である。むしろこれまでのやり方を踏襲するなかで、どうしてもそのやり方ではできない、不都合があるという事態が生じて、はじめて他のやり方を考えるのではないか。ここではじめて変化への起点が生じるのであり、目的や理由は、むしろそのような具体的な変化の説明あるいは正当化のためにあらためて求められるものである。筆者が本プロジェクトで調査を行った揖斐郡の太鼓踊の事例はその一例であったといえる。雨乞いであるとか戦勝祈願であるといった目的を明確に語る由来語を持つ事例の場合、そうした語りは中断・復活という伝承の危機の場面において求められ、定着してきたものであった。逆に近年において大きな中断や断絶がみられなかった事例ほど、あまり由来を語らず、ただ「祭りの踊り」と

して「何のために」という特定の目的にこだわらず、祭礼の際には奉納するのが当たり前のもとの認識されていた。これは本稿の議論の中に位置付ければ、慣習的側面に現れる変化をより強く規制する働きと考えられる。

また別の、民俗芸能の変化を制約する要因として、民俗芸能の多くが一定の期間において繰り返されるものであり、かつ多くの人の参加によって実践されるものであるということを挙げられるだろう。こちらは逆に身体技法的側面に現れる変化をより強く規制すると考えられる。というのも、身体技法レベルでの芸の洗練や工夫は、一般的には個人の創意によって行われるものである。しかしその工夫が民俗芸能の変化として認識されるためには、その伝承を支える多数の人々によって共有され、また承認されなければならないし、繰り返しによる定着を経て、次の世代に伝わっていかなければならない。特定の個人が凝らした工夫は、ある程度集団的に共有されなければ、その人の個性というレベルを出ないであろうし、たった一度だけ加えた変更は、そのまま定着しなければ、そのときの例外あるいは場当たりの工夫と処理されて、変化として認識されないだろう。もちろん民俗芸能の演者にも、そのような創造的意識を強く持ち、演技の洗練を目指して積極的な実践を行う者がいることを否定はしない<sup>(4)</sup>。筆者がかつて集中的なフィールドワークを行った備中神楽の伝承者にはこうした演技に対する意識の高い太夫が多くいて、それぞれ自分が理想とする神楽を実践するために少なからず時間を割いて努力をし、またそれを組織化する活動も行っていた。彼らははっきりと彼らの目標を個々の芸の洗練にあると語っており、それこそが神楽の伝承の質を高めることであると認識していた〔俵木 1994〕。しかし、その活動を多少なりとも追ってみた経験から、逆にそれがいかに困難なことかということもまた知ることができた。とりわけ備中神楽は、演技の構成的にも、また演じる太夫たちの組織の面でも、きわめて高度に構造化されており、これを変更することは容易ではない。筆者には、太夫たちが伝統的な伝承単位である社中の枠を超えて、彼らが目指す神楽の実践を実現するための会合に足を運ぶ中で、川田順造の次のような言葉が、とりわけ民俗芸能の伝承活動をよく表しているように思えたのである。

文化の総体は、いわば個人の自由意志に基づく選択や改変や創出を越えて、多少とも集合的に個人を規定しつつけるものと、個人の意志と、多分に偶発性を帯びた「出来事」との力で変えられてゆくものとの、動態的な拮抗関係のうちに、「過程」としてあるといえる。〔川田 1997: 18〕

## 何が変化するのか／しないのか：様式と意識

ところで、上記の備中神楽の伝承活動の調査を思い返してみたときに、また別の問題の位相が浮かび上がってくる。そこで述べたように、備中神楽の太夫たちは彼らの芸を洗練させ、より充実した演技を構築するために積極的な活動を行っていた。しかし一方で、そのような努力を「神楽を変えること」と認識していた者はほとんどいなかったのである。むしろそこで目指されていたのは、彼らの師匠たちや、過去の伝説的な名太夫たちの演技であり、それこそが「正しい神楽」なのであった。同様のことは、例えば揖斐郡の太鼓踊の調査における、谷汲踊の復活に尽力した人物にも言うことができる。彼は自身が若い頃に踊りの演者であったわけでもないにも関わらず、途絶えてしまった伝承を復活させるために、過去の記録類や周辺の同種の踊りを積極的に取材し、「かつてあったはずの踊り」を新たに作り上げていた。筆者は、個人的にはこれまで検討したように、民俗芸能の伝承を動的に捉えたいという立場から、むしろ「どのように」という視点で変化を考えていたが、こうした事例に接するうちに、複雑に絡まり合った二つの変化の対象を同時に視野に入れて理解する必要があると考えようになったのである。

かつて筆者は伝承の過程を「変化の可能性に開かれながらも、継時的（歴史的）・共時的な関係性を強化するような知識の伝達」と考察したことがある〔俵木 2002: 125〕。そこで問題となったのは、伝承過程における人々の実践が過去の実践の単純な再生産ではなく、明らかに変化の可能性が開かれたものとなっており、実際に外部からはしばしば変化と見えるにも関わらず、その同じ過程の中で、人々の過去とのつながりの意識はむしろ強化されていくという興味深い現象であった<sup>(5)</sup>。同じような指摘はこれまでもなされており、例えばかつて民俗芸能学会で催されたシンポジウム「継承・断絶・再生」の中では、民俗芸能が変化し、時には断絶し、また再生する、しかしその過程には「意識としての連続」があるだろうという論点が呈示されていた〔門屋・西郷・神田・上野 1993〕。このように、民俗芸能の伝承過程においては、芸能そのものは作り替えられながらも、伝承者の意識は連続性を保っているという例が多く見られるのである。

こうした議論から、「何が伝承されるのか」という問いに対して、「様式」と「意識」という大別が導かれることになろう。この場合、様式とは可視的に表出されるものであり、外部から観察することが可能なものである。それに対し、意識は不可視であり、潜在的であり、直接観察するのが難しいものである。

ところで、そもそもこの考察の出発点にあったのは、無形民俗文化財としての民俗芸能の保護という枠組みの中で、変化という問題をどのように捉えるかであった。これは言い換えるならば、単純に民俗芸能の変化という現象を理解するだけではなく、それを今後も伝えていくために、変化するということを踏まえた上でどのような働きかけができるのかを問うことでもある。そのときに不可避免的に問題となるのは、「何が」変化す

るのかという問題であり、それはすなわち「何が」伝承されるのかを問うことでもある。そもそも何らかの働きかけをする際に、その対象がわからなければ手の打ちようがない。このことを、無形の民俗文化財の保護という実践的な課題と結びつけて大島暁雄が論じている。大島は、無形の民俗文化財の保護は「心の伝承」と「型の伝承」という二つの側面からのアプローチがあるとする。その上で、保護の手段として

無形の民俗文化財のように、人に伴い、形の見えない、対象が特定しにくい文化財の保護は、対象そのものにアプローチすることは不可能であり、結果的にはそれを伝承する人々に対する働き掛けが中心となることを、十分承知しておくことが大切である。すなわち無形の民俗文化財の保護は伝承者の意識次第ともいえよう。

上記のことから、当面の保護すべき施策の対象とは文化財そのものではなく、伝承する地域の人々の意識であり、その根底は継続させようとする意識の保護にあると考えべきであろう。[大島 2006: 53]

と述べている。ただし、「型の伝承」そのものに対する有効な手だてが無いというわけではなく、これに対応するものとして、調査を実施し、報告書や各種の記録を作成することの重要性を説いている。

筆者はこの大島の考え方に賛同するものであるが、しかし一般的には、大島も認めているように、無形の民俗文化財も「保存」の対象として「指定」を受けるものとなり、それが記録作成の必要性を認められる「選択」との間に価値の序列化を生んでしまっているような状況がある。大島は無形民俗文化財の指定を、特定の伝承者集団による永続的保存を期待できると考えられる、民俗芸能及び風俗慣習の一部のものに限って行われる行為であると指摘し、行為の背景にある精神的意味を探る手段として、次善の策として「型の伝承」の保護が必要であるという立場をとっている。あるいは大島も引いている、昭和50年法改正当時の文化財保護部管理課長であった内田新の論文では次のように述べられており、保存という考え方をかなり柔軟に捉えている。

伝承されてきた類型的定型的行為が基本的に踏襲されていることが必要であるが、時代の変遷、伝承者の世代交代等に応じた部分的な、かつ、創造的な改変を否定することは、永続的保存を困難とする結果となるから、ある程度容認する必要があると思われる。  
[内田 1984]

これは現実に即した判断と言えるだろう。ただし「類型的定型的行為が基本的に踏襲されていることが必要」や、「ある程度容認する必要がある」という言葉（傍点筆者）

を厳密に捉えると、結局はどこまでが容認できて、どこからは容認できないのかという判断をいずれ迫られることになるだろう。そもそもこうした留保を付けても「保存」という理念を護持しなければならない理由を、筆者は大島ほどには理解できていないが、少なくとも実際に行われている無形の民俗文化財の保護のための施策は、伝承者に対する継承の意識の確認・涵養や、伝承の継続に対する側面的支援といえるもので、必ずしも特定の様式の永続的な保持を義務づけるものではないと理解している。前章までの議論で見たように、民俗芸能の様式はそれを伝えるという意識に支えられた伝承者の活動のある時点での結果として可視化されるものであるというのが筆者の考えである。したがって、文化財の保護という観点から我々ができることは、伝承活動の中心を担う者たちの連続性の意識を認め、その意識が十分に発揮できるような環境作りなどの側面的支援を行い、結果として様式が良く保たれることを「期待する」ことにあるのではないかと考える。

### 変化を生きる民俗芸能への貢献：今後の課題として

今この稿を結ぼうとして、何か十分に意を尽くすことができなかつたという漠然とした不満を持っている。このような抽象的なモデル化は、どうしても現象を分析的に見る視座を形成してしまうし、必ずそこからこぼれ落ちるものがある。場合によっては、モデルがそのこぼれ落ちるものを不可視にしてしまうということもあるだろう。当然のことながら、地域の民俗というそれぞれ独自の、かつその地域の人々にとっては唯一の実在を対象として考えるべき立場として、そのようなこぼれ落ちそうなものにこそ注意して目配りをし続けたいという思いは筆者に限らず持っていることだろう。

それでも敢えてこのような議論を展開したのは、民俗芸能の変化という困難な課題に、困難だからこそ立ち向かうべきものとして、開かれた議論を展開する共通の土台を形成するための基礎作業としてである。民俗芸能は変化するものか／しないものか、あるいは変化は是か／非か、というように議論そのものを単純化することは、結果的には心情吐露的な水掛け論に終始することにしかならないように思われる。その意味で、ここでの議論は出発点であり、今後これを踏まえて、筆者自身も民俗芸能の変化をどう考え、また変化を踏まえた上で保護のために何ができるかという問題に自覚的に取り組まなければならない。

すでに述べたように筆者は、民俗芸能の伝承とは、社会の変化に対応して（この対応には適応もあれば反発もある）変化していく実践的な活動と、それを押し止めようとする規制的なメカニズムとの拮抗の過程であり、この拮抗関係が絶えず続いているもので



あると理解している。したがって、この過程のどこをとっても、それはその時点での伝承の状態を表しているに過ぎず、特定の状態を、永続性をもったものとして本質化することはできないはずである。その意味で、ある時点での様式を取り出して、それを現在の伝承者にゆだねて永続的な保持を義務づけるというのは、根本的な矛盾と過度な責任を伝承者に負わせ、むしろこの過程の動態を押さえ込むことになるという危惧を抱くのである。そもそもこの動態に起因するある種の「ゆらぎ」があるからこそ、伝承が保証されるという側面が確かにあるはずで、我々はこうした側面をもっと積極的に評価しても良いように思うのである。たとえば、吉田憲司は無形文化遺産保護条約について次のような指摘をしている。

「無形文化遺産保護条約」が意味をもつとすれば、それはその条約が人類の遺産を変化しない形で「保存」するのでなく、「遺産」と認識されるもののダイナミズムを「保証する」ものとして活用されるべきであろう。〔吉田 2005: 3〕

同じことはもちろん、無形の文化財の保護についても言えるはずである。ただしこのように言ったところで、果たしてそのダイナミズムがどのようなもので、それを保証するためにどのような働きかけができるのか、あるいはどのような支援が期待されているのかという問いに答える準備があるだろうか。

筆者は、現在においても無形民俗文化財としての民俗芸能の保護のために行われている補助事業は、その保証に一定の役割を果たしているものと思っているが、その影響や効果について具体的事例をもとになされた検証はほとんど目にしたことがない。近年、文化財の指定・選択という行為が当該の民俗事象に与えた影響の考察は、民俗芸能に限らず様々になされているが、補助事業やその他の具体的施策こそが、行政と地元の伝承者が協力して行う「保護」という政策の実態の主要な部分であるはずである。そのためには、実施される事業自体についての内外の視点からの継続的な検証が求められるし、それにもとづく施策へのフィードバックが必要になる。

もう一つ。そもそも我々はこの変化と規制という二つのメカニズムの拮抗の過程というものを、どれだけ具体的に把握できているだろうか。拮抗と言うからには、例えば個人の創造的な活動がある程度組織化され、規制のメカニズムを乗り越えて新たな演技を作り出すというように、場合によってはどちらか一方のメカニズムが突出してゆくような例もあるだろう。あるいはその中には、文化財としての民俗芸能という我々の想定を大きく越えるような実践に帰結するような例もあるかもしれない。そのような例も含めて、その動態を民俗誌的な観察に基づいて記述していく必要がある。従来の民俗芸能そのものの調査研究だけでなく、民俗芸能の伝承活動の民俗誌的記述が求められている

のである。このような記述を重ねることを通して、民俗芸能を伝えるという動態の中で、どのような苦勞や困難があり、どのような支援が必要とされているのか、文化財保護という枠組みの中で何ができるのかという自覚を高め、絶えず問い直していかなければならない。

文化財保護に携わる我々も、また一方でこの制度を現在の状況下で再検証する研究も、ともすればその理念や概念の解釈に汲々とし、何が求められ、何ができるのかという生産的な見通しのないままの議論に走ってしまうことがあるように思われる。自戒の念を込めて、変化の是非を問うよりも、変化を生きる民俗芸能に対して、我々が貢献できることは何かと問うことを、今後の研究の課題とするという意を記して、本稿を閉じることとする。

## 註

- (1) 筆者は本稿において、「変化」という言葉を用い「変容」という言葉を用いていないが、これは単に用語の統一という便宜上の理由のみによる。ただしここで三隅の場合のように、他者の用語を引いた場合は原則として著者の使用例に合わせている。
- (2) なお、この小論をもって三隅の民俗芸能の変化についての認識を代表させるのはフェアではない。三隅は「民俗」と「芸能」の複合的な性格に自覚的に（そしてどちらかといえばより「芸能」の側に寄り添って）変化・変容の様態を考えており、その広範な洞察は本稿で筆者が扱う諸領域のほとんどをカバーしている〔cf. 三隅 1969〕。ただ、そこでは多くの事例を挙げて個々に変化の様態を取り上げているために、網羅的ではあるが、逆にモデルのひな形としては理解しにくいところがある。それゆえ、ここではより簡潔に変化の問題をまとめた小論を叩き台として利用させてもらったものであり、三隅自身の変化の認識をここで直接問うものではないことを御理解いただきたい。
- (3) ここでは様々な道具立てや特別な時間・空間の設定など、特定の身体技法が埋め込まれる文脈的諸条件をすべて「慣習的側面」と捉えている。ただしこの切り分けについてはより精緻化が必要であろう。たとえば、特定の衣装や道具があくまで装飾的に用いられているならば、それは慣習的側面と言えるかもしれないが、その衣装や道具が特定の身体技法の実現に大きく作用するような場合は、身体技法の準構成物と捉える必要もあるだろうと思われる。同様に、踊りにともなう歌の詞章は、文字情報として取り出せば慣習的側面（原理的には他の歌と置き換え

可能で、その歌である必然性は慣習にしか求められない)にあるだろうが、その詞章に合わせた節回しやリズムが身体技法の構成に大きく作用していることも考えられる。筆者は、芸能において身体技法の水準と、そのセッティングの水準は単純に切り分けできるものではないという考えを抱いている。

- (4) 橋本裕之はかつてこの点に関して、三隅治雄の所説を敷衍しながら、美的価値を過剰に突出させる「異常人物」を主題化するというたいへん刺激的な提案を行っている〔橋本 1993b〕。だがそれは橋本も言うとおりの「芸能」を「民俗」から離脱させる契機として捉えられている。これは逆説的に言えば、「民俗芸能」である限りにおいては、好むと好まざるとに関わらず、「常」の側からの規制を逃れ難いということでもあろう。
- (5) これは2001年の第792回日本民俗学会談話会および2005年の第8回千葉大学「パフォーマンスの民族誌的研究」研究会で発表した内容であるが、筆者の能力不足からいまだに成稿できていない。

## 参考文献

内田新

1984 「文化財保護法概説・各論(11)」『自治研究』60(9) : pp. 49-69。

大島暁雄

2006 「無形の民俗文化財の保護について一特に、昭和五〇年文化財保護法改正を巡って一」『國學院雑誌』107(3) : pp. 46-56。

門屋光昭・西郷由布子・神田より子・上野誠

1993 「シンポジウム 民俗芸能の継承・断絶・再生」『民俗芸能研究』18 : pp. 23-51。

川田順造

1997 「なぜわれわれは『伝承』を問題にするのか」『日本民俗学』193 : pp. 15-21。

齊藤裕嗣

2004 「民俗芸能等に対する行政的支援について一文化庁の支援策を中心に一」『年刊藝能』10 : pp. 50-59。

橋本裕之

1993a 「芸能の条件一『招かれざる客』再考一」『芸能』408 : pp. 10-16。

1993b 「『民俗』と『芸能』一いわゆる『民俗芸能』を記述する方法・序説一」『国立歴史民俗博物館研究報告』51 : pp. 221-257。

俵木悟

- 1997 「民俗芸能の実践と文化財保護政策—備中神楽の事例から—」『民俗芸能研究』  
25 : pp. 42-63。
- 2000 「儀礼の安定性と自己生成—人類学適宜例研究素描—」『文化人類学研究』1  
: pp. 2-21。
- 2002 「民俗芸能伝承の現場から—『記憶』による知識の伝えられ方—」『日本民俗  
学』230 : pp. 123-125。

福島真人

- 1993 「儀礼とその積義—形式的行動と解釈の生成」『課題としての民俗芸能研究』  
民俗芸能研究会／第一民俗芸能学会編、pp. 99-154、ひつじ書房。

福島真人編

- 1995 『身体の構築学—社会的学習過程としての身体技法—』、ひつじ書房。

三隅治雄

- 1969 「民俗芸能の生き方—交流、伝播そして変容—」『伝統と現代⑦ 民俗芸能』  
三隅治雄編、pp. 172-212、學藝書林。
- 1991 「民俗芸能の『変容』」『文化庁月報』274 : pp. 13-15。

吉田憲司

- 2005 「有形・無形文化遺産とミュージアム—ユネスコにおける無形文化遺産保護条  
約採択を機に」『民博通信』108 : pp. 2-3。

# 民謡伝承の場

小野寺 節子

## はじめに

民俗芸能の調査は、文献史的な手法による芸能の古体やルーツを探るものであれ、経過観察的な手法による芸能や背景を探るものであれ、芸能の実態について調査者がどのような視点で、捉えようとしているのかという点がポイントである。

平成 14 年 11 月、筆者は、東北地方の掛け歌を調査する過程で、民謡の歌い手であり、地域の歌の発掘や伝承に係わってきた一伝承者とお会いすることができた。そこで聞かせていただいたものは、暮らしや作業に伴う掛け声や戯れ歌ではなく、伴奏や合いの手を伴う芸謡化された、聞き栄えのする歌と声であった。しかし、歌にかける想いや伝承に費やす思いは、調査者を圧倒する力強さがあった。

また、歌い手であること、歌の発表の機会をもつこと、歌の後継者を育成することなどは、活動の組織化や全国的な組織との繋がりを持っていくことでもあった。その組織とは具体的にどのような内容と役割を果たしているのかという点と、その役割の一部と重複する、1980 年代に全国規模で行われた民謡調査の収集と結果について、どのような総括が行われているのか、筆者は関心を抱いた。

ここでは、こうしたことから「民謡の担い手と歌の伝承」「日本民謡協会の役割と民謡民舞の発展」「県別民謡緊急調査の成果と課題」について述べる。

## 1 民謡の担い手と歌の伝承

### 1) 民謡の担い手

福島県いわき市在住の坂脇尚基氏は、大正 14 年、福島県相馬市飯豊大字岩の子宝迫に生まれた。歌好きな母や兄の影響を受け、小さいときから歌うことが好きだったという。昭和 15 年から 21 年まで、東京の中野で洋服の仕立てを修業し、21 年に相馬に戻った。

このとき、相馬民謡をリードしてきた堀内秀之進の弟子となり、「北方二遍返し」と「相馬流れ山」の二曲を徹底的に教えられた。堀内秀之進の後継者となった杉本栄夫からも相馬民謡（堀内流）の指導をうけた。こうした指導は、当時、鹿島・原ノ町・浪江など県内の南方民謡が全盛期で、松田タケ、荒フヨといった歌い手もいたので、相馬民謡を確立したいという思いがあったのではないかという。

昭和 28 年、いわきに居を移し、盆踊りで「相馬盆唄」を歌ったところ、地域の踊りと合わないことや、地元「めでた」という祝い歌があるのを知った。「いわきには民謡がないと思っていたが、地元には地元の歌があることを知るきっかけになった」という。その後、内郷・平・植田を歩き、「じゃんがら」「山田やっこ」「盆唄」などを知り覚えたという。

昭和 33 年、小名浜に居を構え、民謡の発掘、普及に携わるようになった。昭和 30 年代は、多くののど自慢や民謡大会に出場し、成果を披露していくようになった。41 年の郷土芸能研究会主催「みちのく民謡大会」（プログラム『第三回みちのく民謡のつどい』東京九段会館）で、自ら発掘した「酒屋唄」「草刈唄」「ハッパ節」を歌い、町田佳聲・竹内勉氏に注目された。これらはいわき民謡が全国的に知られるきっかけともなった。

40 年代後半になると「いわき民謡保存会」（当初は 25 名、現在は 17 名）が発足した。また、坂脇氏自身は、49 年の一年間、『いわき民報』に「いわきの民謡」を連載し、18 曲の歌を発表したり、50 年には、クラウンレコードから「いわき民謡」16 曲をレコード化したりした。

さらに「いわき民謡保存会」など 10 団体が「いわき民謡保存会連合会」を組織した。50 年には、第七回いわき市民文化祭に「いわき民謡保存会連合会 第一回民謡研究発表会」（いわき市文化センター）として参加している。二年後の 52 年には、「第一回いわきめでたコンクール大会、第二回民謡研究発表会」（磐城市民会館）、56 年には、「第二回いわき市制施行 15 周年記念いわき民謡大賞」（小名浜市民会館）が催されている。こうした会の名目はその年によって異なっているが、「いわき民謡大賞全国大会」は平成 9 年には第 18 回となった。

平成 11 年 11 月 7 日に行われた「坂脇尚基 50 周年記念講演 民謡人すじ」（平市民会館）では、発表会の「第五幕 新曲発表二題」として、深山田紙漉き唄が披露されている。

## 2) 深山田紙漉き唄と歌の伝承

この「深山田紙漉き唄」は、昭和 61 年に坂脇氏が瀬谷（名前は不詳）氏からその歌詞を手渡されたもので、もともとは、昭和 40 年代に瀬谷氏が京都の紙漉き研究家から遠野の紙漉き唄として教わったものだったという。そのときの歌詞は、

- ・深山田すきだよ 紙漉きいやだ 夜詰め早起き 水仕事
- ・紙の儲けは カンダのように みんな問屋の 懐に
- ・なんぼいやでも 漉かねばならぬ いとし妻子が 居るだもの
- ・月のかたむく 夜はしんしんと 更けてまだ打つ 紙絹を
- ・好いた二人の 仲ではないが どんな苦労も かまやせぬ

であった。その後、〔かまやせぬ→〕を「いとやせぬ」というように歌詞の一部を変えたり、合いの手（掛け声）を入れたりして、作品として整えていった。「カッポ カッポ カッポ」など三種類の掛け声は、紙漉きのとろとした水の様子を表している。平成11年1月の歌詞メモでは、次のように記されている。

- ・深山田すきだよ 〔←いやだいやだよ〕 カッポー カッポー 紙漉きなれど 〔←紙漉きいやだよ〕 カッポ カッポ 夜詰め早起き カッポ 水仕事 カッポ カッポ
- ・紙の儲けは カッポー カッポー カンダのように カッポ カッポ みんな問屋に カッポ しぼられる カッポ カッポ
- ・いかにつらくも 〔←どんなに苦しくも〕 カッポー カッポー 漉かねばならぬ カッポ カッポ かわいい妻子の カッポ ためじゃもの 〔←生きるため、暮らすため〕 カッポ カッポ
- ・月のかたむく カッポー カッポー 夜はしんしんと カッポ カッポ 更けてまだ打つ カッポ 紙絹に 〔←紙絹を〕 カッポ カッポ

この他に、相馬では目塗り節といっている「いわき左官節」については、中野タマさん（現在94歳）によると、合いの手の「ステマカサンショ」は「して、またおいでくださいょ」の意味で、歌詞の最後に「土を練るときゃ 切り藁入れて 練りの加減が見せどころ」を脇坂氏が入れるようになった。「いわき初打ち唄」は、歌詞が悲惨で絶望的なので、歌詞を加え（作詞）して、現在の歌に整えたという。棟梁送りの歌である「いわき矢送り唄」は、矢を天秤にして祝儀物を担いで帰っていく棟梁の様子をうたったもので、実際に棟梁は酔っていても毅然としていた。歌詞はそれを見ただけで歌がわかるように作られているという。

脇坂氏によると、「一度発表してしまうと、歌が決まってしまう。元歌は元歌でよいが、出すには演出が必要」「歌だけでは狭いので、郷土芸能にしておくといいい、歌の担い手として歌を発表する責任と誇りとが窺える。

また、この間、弟子の門馬妙子や大平幸子などがいわき民謡を歌い、民謡コンクールで最優秀賞などを受賞するようになった。歌は直に教えたり、民謡教室などを通して指導したりしている。

そして、さらに歌の発表の機会、後継者の育成や活路を期待し、平成14年2月1日、「民謡いわき支部」として、財団法人日本民謡協会から支部の認証を受けた。ちなみに、平成13年11月の時点で、この協会の団体数は約1000支部、個人会員は約35000人で、福島県には、県南連合会委員会13支部、県央連合会委員会14支部、県北連合会委員会10支部がある。

## 2 日本民謡協会の役割と民謡民舞の発展

### 1) 財団法人日本民謡協会

ここではすでに周知の団体である財団法人日本民謡協会について、概略を示してみたい。

日本民謡協会の沿革は、昭和24年当時、後藤桃水の顕彰碑を建てた民謡を愛好する有志によって、昭和25年6月24日に創立され、昭和40年5月10日に財団法人となった協会である。

発足時に作られた会則は、その後の活動の基礎となっている。創立時に民謡協会発起人会で承認された会則案は、浦本政三郎、菊池淡水、海部嘉章によって草案が作成されたもので、昭和40年の財団法人化を経て、今日に至るまでその基本的な内容は変わっていない。

その会則は、1、総則 2、組織 3、機関 4、事業 5、会計 6、雑則から成り、「1、総則」では、「この会は民謡同好者の全国連絡機関となり、民芸としての民謡を旺んにし、民謡の向上普及に努め、その総合芸術化を図り、庶民文化の向上に寄与することを目的とする」とし、「4、事業」では、「この会はその目的を達成するため左の事業を行う。①研究会及発表会の開催 ②支部結成の促進及研究活動の援助 ③機関雑誌、機関新聞、民謡に関する図書の刊行 ④楽譜、練習用レコードの発行 ⑤指導者の派遣と会員の出演斡旋 ⑥素人民謡家の等級審査 ⑦其他本会の目的にそう事業」としている。

現在は、目的、組織・運営、活動、認定試験、発掘民謡および新作民謡募集などについて、次のような掲示がある。

目的は、「民謡民舞の保存育成および普及を図り、日本文化の向上に寄与すること」とまとめられている。組織は、本部、連合会、支部から成り、支部長によって会員<sup>(1)</sup>がまとめられている。本部には11部会「総務部、渉外部、組織部、広報部、研究部、事業



部、普及部、認定部、出版部、青少年部、経理部」がある。運営は、「理事、監事、顧問、相談役、参与、特別委員、評議員、大会実行委員長、部長、監査委員、連合委員会委員長、支部長」を選出し、運営に当たっている。

## 2) 活動内容

活動については、多彩な内容があげられている<sup>(2)</sup>。

### ①研究・普及活動

民謡民舞および民俗学会の最高権威者による講演会・講習会・研究会を随時開催（全国民謡民舞講習会、民謡講習会、民舞講習会、唄ばやし講習会、三味線講習会、尺八講習会、太鼓講習会、少年少女講習会、青年講習会）、民謡普及のための行事（研修会、指導者の全国各地派遣）、その他。

### ②伝習、調査・採譜・録音

現存曲や舞踊の伝習につき本部、支部が協力して行っている。また昔使用されていた農機具等の資料のほか、数千種にのぼる曲の録音盤が保管され、会員と一般愛好者の研究資料に供されている。

### ③民謡・民舞の発掘

毎年数十種のうずもれた民謡民舞を発掘し、審査委員会の審査を経て、優れたものは全国大会で披露している。

### ④広報・出版活動

広報活動としては隔月会報<sup>(3)</sup>を発行し、全会員に届ける。民謡撰集・ポケットポケット民謡・民謡教本の出版の他、民謡手帳・民謡民舞カレンダー等。

### ⑤演奏活動

民謡民舞の保存、育成、普及および会員の技量水準の向上と親睦を深めるために、各種大会を行っている。

連合大会（おおむね各都道府県に連合委員会を組織して行われる大会で、毎年1回開催され、コンクール種目を実施して優秀者を表彰する）、全国大会（全国の連合大会のコンクールで良い成績を修めた方が出演する全国的規模の大会で、ここでの優勝者には内閣総理大臣賞をはじめ、各大臣賞が贈られる）、春季大会（全国8地区に於いて春季大会を開催し、民謡民舞のコンクールおよび任意種目を実施して、地域の振興と民謡・民舞の普及を図る）、少年少女大会（全国各地で少年少女大会を実施し、各地の優勝者を集めて、全国大会を行い、小学生と中学生の日本一を決定する）、日本民謡フェスティバル（各民謡団体および曲別日本一大会等で優勝した方々を一堂に集め、NHKホールに於いてコンクールを行う）。民舞の祭典、津軽三味線コンクール全国大会など。

これらの大会は、地域の民俗芸能や、発掘民謡、新作民謡、教養番組などを併せて披露している。

#### ⑥表彰・顕彰制度

民謡界最高の荣誉である「民謡文化章」「民謡技能章」「民謡功労章」の民謡三賞、「民謡貢献章」を選考委員会で厳選し、贈る。

三賞受賞者の中から、とくに我が国民謡の至宝と認められる人に「民謡名人位」を贈る。

支部長の推薦する75歳以上で協会に7年以上在籍し、功労のあった会員に「敬寿章」、35歳以上で10年以上在籍し、功労のあった会員に「協会章」を贈る。

民謡および協会発展の功績が大きい人に対し、叙勲と褒賞の授与を国家に申請する。

#### ⑦社会福祉活動

本部・各支部が協力し、対応する地域の福祉団体を通じて活動を行っている。この他靖国神社への奉納芸能や各種老人ホーム・各刑務所などへの慰問行事を行っている。

#### ⑧国際交流

日本国際民族芸能交流大会を主催して世界各国の民俗芸能と民謡民舞を競演したり、各国々へ民謡民舞団を派遣して国際親善をはかる。

#### ⑨指導者資格認定

各種の試験を実施して指導者を認定する。会員を対象に協会が一定の基準に基づいて資格を認める制度で、面接・学科・実技試験を実施。指導者資格認定は、6種目5段階で、全国各地（平成14年度は10地区で実施）で8月から10月にかけて実施する。受験料は、一律15750円である。

資格は、民謡・民舞・三味線・尺八・太鼓・笛の種目別に、教授・助教授・講師・教師・助教師に分けられる。

このように、あげられている項目をみると、民謡民舞を志す人々の養成、成果を発揮する演奏の機会の提供、指導者の資格認定など直接個人に関わる部分から、民謡資料の発掘、資料保管提供、社会貢献、国際交流などに至って、民謡民舞の全般に関わっている。この協会の歴史とともに、活動内容の充実が求められてきた様子が窺える。

### 3) 発掘民謡および新作民謡の募集

活動の中で、発掘民謡および新作民謡の募集（研究部）は、興味深い。募集要項を順次みていくと、発掘民謡および新作民謡は次のように規定されている。

発掘民謡とは、一部の人により唄い踊り継がれてきたものや、以前に唄われていたが、

その後途絶えていたものを調査し、補作したもの。(イ)いつ頃から唄われ、踊られていたか。(ロ)どの地方で唄われ、踊られていたか。(ハ)どのような時に唄われ、踊られていたか。(祈願・祝事・労作・酒宴等の区別)

新作民謡とは、新たに作詞・作曲したもので、他人が一切手掛けていないもの。(イ)各地区の風土色・生活・産業・観光などを取り入れたもので、民謡としてふさわしいもの。(ロ)審査会に認められた曲は、作詞・作曲に係わる著作権について、当協会との譲渡契約を交わす。他者との譲渡契約済みの場合は対象とならない。

また、具体的な応募要項と審査方法は次のようである。

応募要項は、(イ)応募曲については、未発表の作品に限る。(ロ)カセットテープに吹き込みの上、解説書(正確なもの)および歌詞とともに録音時の歌手伴奏者などの氏名を添え、当協会研究部宛に郵送(簡易書留郵便)。踊りの振付があるときは、図解を同封する。(ハ)民舞の場合、さらに服装等が分かるよう「カラー写真」を添える。

(ニ)応募録音テープおよび歌詞・解説などは採否に拘わらず、返却しない。(ホ)応募曲の伴奏は、邦楽器を原則とする。

審査方法は、(イ)理事長の委嘱する委員会において、採否を決定する。(ロ)審査会において、発掘民謡・新作民謡として採用されたもの、または不採用になったものについて、各々薄謝を贈る。(ハ)審査会で入選または選出された曲については、全国大会で出場発表する。

この民謡を発掘するという作業は、後述する行政による民謡調査などと重複する部分でもある。だが、発掘民謡は「調査し、補作したもの」といい、演奏表現するための民謡発掘ということになる。これは先の脇坂氏の姿と合致し、「民謡伝承の場」の一つに違いはない。民謡が変化変容していくことで継承されていくのは、こうした時点に確実に見てとることができる。

しかし、ここでいわれる民謡の発掘と悉皆的な意味をもった行政などの民謡所在調査とは、「発掘」ということばの意味合いが異なっている。往々にして両者が互いに混同する、元々違いの論議は不要であるといった意見によって、曖昧にされてきた部分なのである。ここでは、「民謡伝承の場」の一つがここにもあるということを目指しておきたい。

#### 4) 山形県の民謡活動と日本民謡協会との関わり

それでは、地方と協会との関わりはどのようなであったのか、一例として山形県の場合をあげてみよう。

『山梨県芸術文化史』第三部(山形県芸術文化会議編 平成5年)に記された高橋昭氏の「民謡編」(401~413ページ)では、山形県内の民謡団体の動向が整理されている。

内容は、前編にあたる浅野健二氏執筆の県内伝承民謡の概要に続くものである。これによると、戦後のNHKのど自慢大会やNHK東北民謡コンクールでの出場・上位入賞の様子、昭和25年の日本民謡協会発足当時のエピソードや全国大会への出場状況、同協会の民謡三賞受賞者のこと、昭和37年の山形県民謡振興会の設立などがまとめられている。

日本民謡協会発足時のエピソードは、『日本民謡協会史』（以下『協会史』とする）にもあり、初代理事長浦本政三郎が鶴岡市出身であること、このときに結成された三支部の一つが酒田市の東北民謡研究会であったこと、後藤桃水が県内を巡り山形県支部結成に尽力したことなどがあげられている。

また、『協会史』によれば、最初の三支部は、東北民謡研究会（酒田市、輪島如水）、武蔵民謡研究会（川口市、長島雄水）、北海道支部（今井簪山）であり、山形県支部と同時期に、秋田県支部、福島県支部、八戸市支部、長野県伊那支部、芝支部、川口市共楽会支部、浅草千鳥会支部、宮城登米郡支部などが結成されたという。

地方から捉えられる民謡へのまなざしや、中央組織となる協会との関わりをみることができる。

## 5) 民謡民舞の発展

昭和40年代末までの協会全体の流れは、①昭和25年の協会設立、②20年代後期の初期活動、③昭和30年代の大会拡充と初期リーダーの交代、④昭和40年の財団法人化、42年の執行部交代、⑤昭和45年の協会創立20周年行事、47年の日本国際民族芸術祭開催などを経てきたといえよう。

この間、民謡の学研的立場と歌唱演奏的立場、地方と中央（東京）となどさまざまな違いが露呈することもあったというが、全体の流れを前進したり是正したりしながら、民謡の世界が増幅されてきたのは事実であろう。

とくに創設当時の事業計画には、唄や楽器の教育者（育成）プランがあり、「合理的な教授法、簡易楽譜の研究、五線譜の普及」などがあげられ、これらは和洋の教授法の比較研究が必要というところから取りあげられたという。『協会史』の協会事業史略年表（141ページ）によると、昭和26年1月5日に、第一回第一研究部会が開催されている。これは、これらを押し進めるために作られた研究会で、第1部（唄）菊池淡水、第2部（和楽系伴奏）、第3部（洋楽系歌及び伴奏）佐々木章、第4部（舞踊）花柳徳兵衛、〔第5部欠〕、第6部（作曲）大村能章、第7部（作詞）高橋掬太郎が世話人となり始まった。そして、会報7号（昭和26年3月）では佐々木章の初等音楽講座、8号（同年4月）では菊池淡水の初等民謡講座、11号（同年7月）では榎本秀水の尺八講座が掲載されるようになった。『協会史』でも触れているが、「この他舞踊、童謡、作曲、編曲などあらゆる部門に互って研究活動が行われ、高い理想のもとに協会の研究活動は出

発した」(91 ページ) のである。

こうした背景には、戦前に始まった町田佳声などの地方民謡の採集や、昭和 16 年の柳田国男を団長とした東北民謡視聴団が起こしたうねりは多大なものがあり、17 年に武田忠一郎の『東北の民謡 岩手県の巻』(仙台放送局)、19 年に『日本民謡大観 関東篇』(日本放送協会) が刊行されており、これらの刊行は戦後に続いてきたのである。また、伝統芸能の世界でも、昭和 30 年代になると NHK 邦楽技能者育成会などが催されるようになり、それまでの流派や家元のみを越えた修練の場が設けられるようになった。

しかし、前述の発掘民謡及び新作民謡募集については、新作民謡の「(ロ) 審査会に認められた曲は、作詞・作曲に係わる著作権について、当協会との譲渡契約を交わす」という点や、その審査方法の「(ロ) 審査会において、発掘民謡・新作民謡として採用されたもの、または不採用になったものについて、各々薄謝を贈る」という点においても、応募者と歌の両方に結果的に規制をかけたり、商業ベースへのシフト化を招いたりはしなかったのだろうか。

だが、民謡民舞の分野では、表現することで歌や歌い手、踊り手も世に出るのである。舞台に立つことは重要な発表の方法であり、認めてもらう機会であり、競い合う場となる。コンクールへの期待、入賞者の晴舞台となる大会やフェスティバル、指導者としての実力を認定する制度などは、民謡民舞の発展に欠かせないものだったのである。今日、民謡民踊の世界では晴れやかで華麗な行事が支持され、展開されているのである。

### 3 県別民謡緊急調査の成果と課題

#### 1) 県別民謡緊急調査の設定時期と目的

一方、行政からの対応はどのようであったのだろうか。

昭和 50 年の文化財保護法改正の後、昭和 50 年代半ばに始まった県別民謡緊急調査は、この後に民俗芸能、祭り・行事、民謡ビデオ、祭礼山車と続く調査の先駆けであった。「調査」に、「緊急」を戴くこの調査には、現状に対する危機感があったはずである<sup>(4)</sup>。

この危機感には、民謡が芸謡化され、商業ベースに乗っていくことに対して、無形民俗文化財という視点からの漠然とした不安や、生産生業や暮らしの変化で、歌の機能が失われていくだけでなく、歌をうたう機会さえ激減していくという失われていくものへの良心的な“踏ん張り”などが錯綜していたのではないだろうか。

これ以前行われた全国規模での民謡(歌)調査の刊行は、大正 3 年の『俚謡集』にまで遡る。その後、五線譜による楽譜化や、数字を用いた簡易邦楽譜などによって音の記

号化が進んでいったが、これらは音楽学の資料であったり、演奏者（歌唱者を含む）の補助であったりしていた。昭和 40、50 年代は、地方史編纂や民俗調査の報告書刊行の時期にさしかかっていたが、歌謡に関する捉え方は採集資料の文字化が主流であり、実際の音を含む報告や刊行はまだ限られていた。

そのような意味で、この民謡緊急調査は、基本には文化財の記録保存の考え方があったというが、音源を含む調査が行われたことは画期的なことだった。伝承者の所在、歌詞の整理と分類など文字による記録にとどまらず、この調査によって音源を確保したことは危機感に対する安堵感への転換となったに違いない。多くの人々の歌唱が録音された。この当時の調査体制、録音機材や一般的な録音技術をもって、それぞれの県では最大の努力がなされたのである。そして、将来、収録された音源を活用することで開ける展望には多くの期待があったのではないだろうか。

## 2) 各県の成果と報告書

各県の成果は、報告書として逐次刊行されていった（表参照）。報告書の体裁は、県によって異なるが、概ね縦書き B5 版の冊子で、採集地区と歌の分類を施し編集されている。冒頭に調査体制や成果の編集方針を示し、県内の歌の特徴や歌からみた県域の特色などに触れている。

また、成果の利用は、「歌」を各種芸能大会の一種目として捉えるときのその出演者リストとしたり、「歌」を無形民俗として文化財化するときの資料としたりしている。

しかし、音資料を文字化するときに、どれだけの精度が保たれたかという問題がある。言語学的なルールと、音楽としての歌詞の扱い、表記の問題などもある。それぞれの県の方針、調査担当者の費やすことができる時間や能力が大きく関与していた。

そうした中で、採録音源に関しては、次の例のような記述及び内容が大半である。

福島県報告書の「凡例」では、「調査票と録音テープは文化庁と福島県教育委員会において保管している。」や、千葉県報告書の「千葉県民謡緊急調査概要」の「調査内容」では、(1) 文書による調査 ア、調査票による伝承民謡の調査 イ、風土等民謡の背景調査 ウ、従来の調査状況 (2) 録音テープによる収録 ア、録音対象「原則として調査票による調査の際に同時に録音を行うものとした。」イ、録音方法「収録テープはカセットテープを原則とし、そのテープは 60 分ものを使用した。さらに、7 インチオープンテープにも転写し、オープンテープは文化庁（東京国立文化財研究所）へ提出し、カセットテープは千葉県で保管することとした。」 (3) 写真による記録 をあげている。青森県報告書の「調査概要」の「第六節 調査方法」では、1、事前調査 2、調査票による調査 3、録音テープによる収録・調査 (1) 録音者 (2) 対象「調査民謡リスト」による録音と、録音時に改めて伝承者に質問することによって、記憶を蘇らせても

らった曲についても録音した。また歌唱の前後に行ったインタビューも採録した。」(3) 使用テープ (4) 録音機・マイク (5) クレジット等「曲を録音する前に、次のクレジットを録音した。1 通し番号(地区別 録音順番号) 2 名称 3 伝承地(市町村名) 4 収録年月日 5 演奏者名。クレジット録音の後、約二秒の間隔をおいて、音叉による a 音(440 ヘルツ)を録音し、更に二秒をおいてから曲の録音を開始することにした。」とあり、「調査時の録音を編集し、文化庁に提出のものはオープンテープにダビングした。編集カセットテープは県教育庁文化課が保存する」としている。「第七節 報告書、テープ、収録記録票等の概要」1、報告書 2、編集テープ 3、調査票・収録票「調査票は県教育庁文化課が保管する。その内容、様式は 25 頁参照。収録記録票はテープに添えて文化庁が保管する。収録記録費用の内容は 7 頁に示した。「様式 2」によって、名称、伝承地、収録場所、テープのカウント、所要時間、歌唱者、演奏者等を記入した」としている。

このように、収録音源の内容や保管、提出について触れているが、実態はどのような状態であるのか。

### 3) 音源の保存と責任

多くの県では、県と文化庁にマスターテープかコピーテープを保管、提出している。マスターテープの多くはオープンテープが使われ、初期の収録からは 20 余年が経っており、その劣化が懸念されている。

それ以前に、この調査とテープの管理について、再度確認すべきことがあるのではないだろうか。報告書の刊行に止まり、収録されている音源は未公開なのである。公開するためには、その手続き、収録内容の確認や整備など膨大な手間がかかることは理解の内だが、調査内容の性格から、音源の公開は必須ではないのか。次々と展開する年度事業の立案・予算確保・消化といった回転、コピーテープは取り置いても、マスターテープは提出してしまった、提出されても内容の対応がとれない、単に担当者が移動したというように、およそその内容を必要としない場所に、公開が望まれている音源は放置されている。音源の共有化、提供者や協力者への還元、作業に関与した方々の誠意や苦勞に対しても、事業主体者や保管部署では努力すべきではないのかと考えるのである。

しかし、徐々にではあるが、独自の努力は積み上げられつつある。

京都府の CD『京都府の民謡』3 枚組(京都府教育委員会 平成 4 年)のブックレットは、「はじめに」に「その音(昭和 56・57 年度実施の民謡緊急調査で録音したもの)

県別民謡緊急調査報告書刊行状況 (2003/3 小野寺作成)

県名\年	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	99	未刊
福島	○												
千葉	○												
埼玉	○												
神奈川	○												
石川	○												
兵庫	○												
愛媛	○												
香川	○												
宮崎	○												
山口		○											
山形			○										
栃木			○										
東京			○										
山梨			○										
愛知			○										
京都			○										
和歌山			○										
沖縄			○										
長野				○									
鹿児島				○									
鳥取					○			○					
岩手					○								
宮城					○								
岐阜					○								
富山					○								
大分					○								
新潟						○							
静岡						○							
滋賀						○							
島根						○							
茨城							○						
福岡							○						
秋田								○	○				
青森								○					
福井								○					
長崎								○					
佐賀								○					
熊本								○					
北海道									○				
群馬									○				
広島									○				
高知									○				
三重										○			
岡山											○		
徳島											○		
大阪													△
奈良													△



については、調査時の録音テープの保存にとどまり、広くご利用いただくことができませんでした。また、その録音テープも経年の変化で劣化がすすみ、保存の面でも問題が生じつつあります。そこでこの度、「緑と文化の京都」を推進するため、平成2年7月に創設された「緑と文化の基金」を活用し、その主要曲について録音盤を制作し、成果を永く保存するとともに、その普及を図ることにいたしました」とし、同「付 民謡緊急調査の概要」の「5、調査結果」では、「採録した民謡を編集し、そのマザーテープは京都府教育委員会で保管し、文化庁へ複写テープ及び資料を提出した。また、その調査報告書『京都府の民謡』を作成し、関係機関等に配布し、府内の図書館、資料館で利用に供している」としている。

三重県のCD『三重県の民謡』3枚組（三重県教育委員会 平成5年）のブックレットは、「一、この録音盤は、平成5年度に三重県の民謡伝承活動の一環として国庫補助を得て作成したものである。四、民謡の収録は曲種別にまとめ、曲名、伝承地、整理番号を順に記した。なお、整理番号は三重県教育委員会が平成2年3月に発行した『三重県の民謡—三重県民謡緊急調査報告書—』の整理番号であり、歌詞、歌唱者名、調査員名等についても同報告書を参照していただきたい」としている。

青森県の場合は、青森県立図書館などで、編集カセットテープが公開されている。これには、報告書第7節の「2、編集テープ」で示されているように、ケースの背文字に「青森県民謡緊急調査〔地区名〕番／巻数」、ケースの裏底に市町村名・使用テープレコーダーの機種名・編集者名・収録曲番号・曲名・カウント番号が記入されている。

民謡が伝承されていくには、音は不可欠であり、演奏家や研究者だけでなく、またさまざまな角度からその採集や保管、公開に苦心している。それにもかかわらず、20から10年前の全国の膨大な音源が放置されている現実がある。すでにこのテープにしか残っていない曲や歌唱があるはずだが、そのテープも劣化と戦っている。これらの事態が「民謡伝承の場」を止めているなら、まことに不幸で悲しいことである。

その手だての一つとして、音源を各県に戻し、あるいは各県の関心を喚起し、補助金などの措置を講じながら、公開の努力をすることも考えられる。また、関係学会などに事業や作業を委託することなども考えられるのではないだろうか。こうした努力は、結果的には行政の誠意として、人々の中に浸透していく。民謡を継承していくことになるのである。

## おわりに

民謡伝承の場として、「民謡の担い手と歌の伝承」「日本民謡協会の役割と民謡民舞

の発展」「県別民謡緊急調査の成果と課題」などについて述べてきた。ここでは二、三のまとめをすると、次のようになる。

第一に、民謡伝承の場の捉え方である。歌を歌う機会、歌の役割、人から人へ歌が歌い継がれていく方法などの視点があるが、とくに歌い継がれていく場では、無形の歌に歌い手の思いが色濃く投影されていく。歌に対する意志が歌い方や表現を決めていく。その思いを次の人が受け継いでいくのである。

第二に、民謡は、演奏家によって表現され、形を整えて人々に支持されていく。レコード化によって多くの人々に聞かれたり、歌い手を育てたりしている。発表の場を確保すること、仲間を作っていくこと、これらの後ろ盾となるのが組織である。その発足の背景となった必然や目指した理想などは、今日まで続く活動の基礎となっている。「民謡」を研究対象とするときに、こうした組織の動向は重要な要素として捉えなくてはならない。

第三に、歌に対峙するときには、実際の音があることが重要なのである。埼玉県では、民謡緊急調査報告書『埼玉の民謡』（昭和 56 年）が刊行されたのと同時期に、埼玉県民謡協会が『埼玉県の民謡』（昭和 59 年）を刊行した。これにはカセットテープ二巻がつき、本文は歌詞とともに歌い方（邦楽譜、五線譜）を入れている。民謡緊急調査では、伝承地や伝承者、歌詞やその分類は施されていても、音源の添付や歌い方の記述はない。だが、『埼玉県の民謡』では、その不備を補い、埼玉らしさのある歌の提供に努力している。資料集と愛好本と区別するのではなく、互いに埼玉という地域に伝承されている民謡を対象としているのである。また、『日本民謡大観』の CD 発売は、新収録音源を含むが、人々が望んでいたものである。

民謡自体を見守り、継承に繋いでいくことと、「民謡伝承の場」を明るくおおらかな居心地の場に設えていくのは、我々の責務である。

## 註

- (1) 入会方法は、正会員、賛助会員、準会員、団体会員がある。

正会員は、20 名以上の会員で入会希望の場合、本部の資格審査の上、寄付行為（協会の根本的規則、一人入会金 1000 円、会費年額 3000 円）に基づき支部が認証される。会員には会員証が交付され、協会名簿に登録される。

賛助会員は、協会の業務並びに民謡民舞の普及拡大等に協賛する個人または法人（個人年会費 12000 円、法人年会費 50000 円）。

準会員は、15 歳未満で協会に入会希望の方は準会員会費（年会費 200 円）を

納入し支部に所属する。

団体会員は、保存会など特定の団体を一個の会員として登録するもの（入会金 5000 円、年会費 30000 円）。

- (2) 『日本民謡協会史』町田佳聲監修 日本民謡協会 昭和 55 年（1980）、パンフレット「平成 11 年度 民謡民舞全国大会」財団法人日本民謡協会 平成 11 年（1999）、財団法人日本民謡協会ホームページ記載事項による。
- (3) 「財団法人 日本民謡協会会報」は、年間 6 回発行され、平成 15 年 1 月で第 325 号となっている。
- (4) 「月刊文化財 9」文化庁文化財保護部監修 昭和 56（1981）は、「民謡」の論述を特集している。

## 参考文献・資料

- ・ 『日本民謡協会史』 町田佳聲監修 日本民謡協会 昭和 55 年（1980） 71～136 ページ
- ・ パンフレット「坂脇尚基 50 周年記念民謡人すじ」 坂脇尚基 50 周年記念公演大会 実行委員会 平成 11 年（1999） 18 ページ
- ・ パンフレット「平成 11 年度民謡民舞全国大会」 財団法人日本民謡協会 平成 11 年（1999） 8～9 ページ
- ・ 「みんようひとすじ坂脇尚基」『月刊みんよう文化』8 月号 産経新聞社 昭和 61 年（1986） 12～17 ページ
- ・ 高橋昭「民謡編」『山梨県芸術文化史』第三部 山形県芸術文化会議編 平成 5 年（1993） 401～413 ページ

※ 本論考は、このプロジェクトの成果の一環として、『芸能の科学』第 30 号に掲載されたものを、著者の許可を得て再録したものである。

# 民俗芸能のイベント公開

宮田 繁幸

## はじめに

それぞれの土地で信仰や行事と結びついて伝承されてきた民俗芸能は、上演される「場」が空間的にも機会的にも限定されている事その本来の性質であると考えられてきた。つまり祭礼などの決まったときに、決まった場所で演じられるのが多くの民俗芸能の元々のあり方であるとする捉え方である。この本来の場所・機会における上演を文化財保護行政上「現地公開」と呼び、その充実・支援に様々な施策がとられている。

一方これとは別に民俗芸能の公開の場として、各地で種々の大会・イベントの類（以下、「イベント等」とする）も盛んに行われている状況がある。伝承地をはなれて民俗芸能を公開することについては、従来から様々な意見<sup>①</sup>がみられるが、批判的立場に立つにせよ肯定的にとらえるにせよ、イベント等が民俗芸能の公開機会として無視し得ない存在となっていることは認めざるを得ないだろう。

平成 13 年度から平成 17 年度まで、民俗芸能研究室では、各種のイベント等の実態を出来る限り把握することを目的に、各種調査を実施してきた。それによって収集されたデータや調査報告等については、すでに『芸能の科学』等で一部公表してきた。

そこで本稿では、主たる調査対象とした民俗芸能に関わるイベント等で、いまだ報告していない「地域伝統芸能全国フェスティバル」について、その概要を報告するとともに、民俗芸能のイベント公開について、今後検討すべき課題についての問題提起を試みるものである。

## 1 イベント等の分類

現在日本では民俗芸能の関わる多種多様なイベント等が存在する。しかしそのすべてについて検討を加えていくことは現実的に不可能である。そこでこの 5 年間の調査研

究では、いくつかの視点を用いてイベント等を分類し、文化財保護的見地から特にそのあり方について考えるべきものを絞る作業が必要であろうと考えた。

具体的には、以下の3種の指標を考えてみることにした。もちろん、これ以外にも様々な切り口は存在するし、その中には研究的により重要なものもあるが、あくまでも文化財保護的見地から、考察対象の優先度のための指標として使用するものであることを了解されたい。

#### 指標1 現地性

民俗芸能のイベント等での公開を、いわゆる現地公開と対比される公開であると位置づけると、まず考えるべきは民俗芸能がどれだけ「現地公開」から離れているかという点である。文化財保護的見地から見ると、一般に現地性の低いものほどその民俗芸能に与える影響は大きいと考えられる。

まずいわゆる「現地公開」を現地性が最も高い公開であると考えたと、次のような順番で現地性は次第に希薄になっていく。

「現地での特別公開」：これは本来その芸能が行われるべき祭礼等とは別の次期に、その芸能が公開されるような例である。例えば本来の祭礼に関して、地元以外の観客を厳格に制限している様な場合、次期を違えて特別に芸能として公開するといった場合がある。

具体的な例としては、重要無形民俗文化財「黒川能」の地元特別公開である「水焰の能」などがある。黒川能は、毎年2月の春日神社王祇祭を最も重要な現地公開とし、外部観客に対しては、事前申し込みと抽選による定員内絞り込みによる制限を加えている。これは、無秩序な観光客増加による祭礼の場の変容を抑止するためには、有効な措置であるといえる。しかし常に申し込みが定員を大幅に上回る状況が続いており、何とか鑑賞機会をとという声に答える形で、旧櫛引町が昭和59年に町誕生30周年事業として夏期の特別公開として「水焰の能」を催し現在に至っている。これなどは、演じられる場所は「櫛引総合運動公園内屋外ステージ」と本来の公開とは若干異なり、あくまでも芸能中心の公開ではあるが、他の場合と比較して現地性は高いと考えて良いだろう。

「当該市町村内でのイベント等」：これはその民俗芸能が、所在する当該市町村内で行われるイベント等に出演するケースである。例えば、「〇〇市民文化祭 郷土芸能大会」といったものや、「〇〇町産業祭り」のアトラクションとして呼ばれるような場合がこれにあたる。従来はその芸能が所在する市町村のイベントであれば、出演する保存会も「地元の催し」という意識を持つのが一般的であったと思われ、現地性は比較的高

いと判断される。しかしここ数年急速に進行しつつある市町村合併によって、その所管地域は拡大する方向にあり、今後は当該市町村といっても中心地に近い民俗芸能でなければ「地元のイベント」といった意識をもてないケースも増えてくると考えられる。

「当該都道府県内のイベント等」：これは都道府県単位の芸能大会や、同一都道府県内の他市町村で行われるイベント等への出演などである。この場合の現地性については、具体的事例によりかなり異なる。

「当該都道府県を含む地方単位のイベント等」：これは複数都道府県をひとまとまりとして開催されるイベント等であり、代表的なものとしては全国を5ブロックに分けて開催されているブロック別民俗芸能大会がある。

「全国的なイベント等」：日本全国を1単位とする催しであり、代表的なものとしては、東京の日本青年館で行われている全国民俗芸能大会や、毎年開催地を替えて続いている地域伝統芸能全国フェスティバルなどがある。

「海外でのイベント等」：これは、日本の民俗芸能が海外でのジャパンウィークなどのイベントに参加して公開される場合である。現地性が最も希薄な公開といえる。

このうち、最も現地性が希薄と考えられる「海外でのイベント等」に関しては、当然考慮すべきものであるが、今回は調査研究対象とはしていない。これについては、民俗芸能の国際交流という観点から別途十分に考えるべきテーマであるので、後日に譲ることとした。このうち今回の調査研究で優先的に対象としたのは、「当該都道府県を含むイベント等」と、「全国的なイベント等」である。

## 指標2 公開事業の公共性

第2の視点は、その公開事業がどの程度公共性を有するものかというものである。一般に公共性を考える場合に目安となるのは、そのイベント等の主催者の公的性格の強弱と財政面で公的資金（税金や公的補助金、助成金）等が投入されているかどうかということになる。つまり、国や地方公共団体が主催者でありかつその事業費が公的予算または公的資金で100%まかなわれている場合が最も公共性が高く、主催者が純粹の私企業・民間団体でありかつ事業費も全くの自己資金である場合が最も公共性が低いということになる。前者としては、ブロック別民俗芸能大会など地方公共団体主催の各種大会があり、後者としてはデパートなどの各種物産展アトラクションなど私企業による各

種イベントへの民俗芸能の出演が考えられる。当然本稿の考察の対象となるのは何らかの意味で公共性をもつイベント等である。主催者の性格や事業費の財源等で公共性を持つと考えられるイベント等は、当然のことながら文化財保護的見地からのチェックがなされるべきであると考えからである。文化財保護を目的とする教育委員会等の主催のイベント等は当然であるが、事業者が直接的には文化財保護を目的としない公的組織（例えば地方公共団体の地域産業振興担当部局等）であって、イベント等の主目的も文化財保護以外にある（例えば観光客誘致等）場合であっても、公的な資金で運営される以上、文化財保護という他の公益を損なうことは許されないからである。

### 指標 3 出演芸能の多様性による分類

第 3 は、そのイベントの構成上の視点である。出演芸能の多様性は以下の順で大きくなる。

#### 「単独芸能の特別公開」

「同種芸能のイベント等」：〇〇神楽大会、地芝居競演会など、同種の芸能を集めたイベント等。

「テーマが設定されたイベント等」：これは設定されるテーマにより、出演する芸能の多様性にはかなり大小がある。限定的なテーマであれば上記の「同種芸能のイベント等」に非常に近くなるし、またキャッチフレーズ的なテーマであれば下記の「一般のイベント等」と実質的に変わらないものとなることもある。

「一般のイベント等」：特にテーマを設けず、多種の芸能が出演するもの。

「国際的イベント等」：日本国内の芸能のみならず、海外からの芸能も参加するようなもの。

このうち「単独芸能の特別公開」については、個々の民俗芸能の置かれた状況により個別に考察すべきテーマであると考えるので、この 5 カ年間の調査対象とはしなかった。また「同種芸能のイベント等」については、保存会関係者が一堂に会することを主目的とした「〇〇サミット」的な催しに附属する場合と、同種芸能を競演させ順位付けを行ういわばコンクール形式のものなど、その実態は様々である。これについては、この 5 年間で数例が調査出来たにとどまり、未だ十分な考察に足るものではないので、今後と

もさらなる調査研究の対象として考える事とする。

以上の結果をふまえると、「当該都道府県を含むイベント等」と、「全国的なイベント等」であって、なおかつ一定程度以上の公共性を有するイベント等で、多種多様な芸能が出演するもの、が優先的な調査対象として残ることになる。さらに、ある程度民俗芸能関係の催しとして定着していることも重要なファクターであり、少なくとも十年以上の実績のあるものを対象と考えた。

## 2 地域伝統芸能全国フェスティバルについて

現在継続的に行われている民俗芸能に関わるイベント等で、予算規模、出演団体数、集客数といった面で最も大規模なものは、「地域伝統芸能全国フェスティバル」であろう。このフェスティバルは、平成4年9月に施行された「地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律」（いわゆるお祭り法）に基づいて設立された公益法人である財団法人地域伝統芸能活用センターの中心的事業である。同法の第8条には、

主務大臣は、計画活用行事等を支援することを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であって、次条に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、活用行事等支援事業実施機関（以下「支援事業実施機関」という。）として指定することができる。と定められており、これにより支援事業実施機関として平成4年12月に設立されたのが財団法人地域伝統芸能活用センターである。「地域伝統芸能」とは、同法第2条第1項で、

この法律において「地域伝統芸能等」とは、地域の民衆の生活の中で受け継がれ、当該地域の固有の歴史、文化等を色濃く反映した伝統的な芸能及び風俗慣習をいう。と定義されており、実質的には文化財保護法における無形民俗文化財の概念とかなり重なり合うとあって良いだろう。定義上は「風俗慣習」を含んでいるが、全国フェスティバル等のイベントで公開対象となっているのは、その大半がいわゆる民俗芸能である。

このフェスティバルが、財団にとっていかに大きい事業であるかは、総事業費に占める本事業費の割合からも確認される。すなわち財団の公開している平成16年度の収支決算報告書によると、地域伝統芸能全国フェスティバルと地域伝統芸能活用事業費は、82,066,223円で、総事業費171,931,651円のほぼ5割近くに上る。平成17年度はまだ決算額が公表されていないが、予算額で見ると事業費予算が149,223,000円に対し、地



域伝統芸能活用事業費予算は71,818,000円とほぼ同比率となっている。

さてこの地域伝統芸能全国フェスティバルは、平成5年10月に石川県金沢市において第1回が開催され、平成17年度までに13回を数えるに至っているが、第1回の開催以前に財団単独事業として、平成5年3月に東京の両国国技館において「地域伝統芸能歳時記」と銘打った大会を開催しており、これを第0回とカウントすると実質的には現在まで14回の大会が行われている。本報告書では、その14回の大会について、出演芸能一覧データを表にまとめ、資料として提示しているが、主催者発表に基づく各回の基本的データを開催順にみると以下のようなになる。

第0回 テーマ：「地域伝統芸能歳時記」

開催日時：平成5年3月11日

開催地：東京都墨田区

主要会場：両国国技館

出演団体：12団体（443名）

観客数：3,950人

第1回 テーマ：「伝統芸能で訪ねる日本の四季」

開催日時：平成5年10月9日～11日

開催地：石川県金沢市

主要会場：石川県産業展示館

出演団体：25団体（1,046名）

観客数：10,288人

第2回 テーマ：「日本のまつり～村のまつり・町のまつり～」

開催日時：平成6年10月7日～9日

開催地：熊本県熊本市

主要会場：熊本県立芸術劇場

出演団体：52団体（1,420名）

観客数：211,200人

第3回 テーマ：「日本のまつり～賑わい～」

開催日時：平成7年5月26日～28日

開催地：香川県高松市

主要会場：サンメッセ香川

出演団体：56 団体（2,192 名）

観客数：102,000 人

第4回 テーマ：「お祭り風土記」

開催日時：平成8年6月14日～17日

開催地：岩手県滝沢村

主要会場：岩手産業文化センター

出演団体：51 団体（1,100 名）

観客数：30,000 人

第5回 テーマ：「祭りの交流」

開催日時：平成9年5月23日～25日

開催地：島根県松江市、大社町

主要会場：くにびきメッセ、出雲大社境内

出演団体：58 団体（1,560 名）

観客数：276,000 人

第6回 テーマ：「祭りのふるさと」

開催日時：平成10年5月22日～24日

開催地：岐阜県高山市、下呂町

主要会場：高山市民文化会館・飛驒の里、下呂観光会館

出演団体：26 団体（639 名）

観客数：276,000 人

第7回 テーマ：「海の祭・山の祭」

開催日時：平成11年5月21日～23日

開催地：和歌山県田辺市、白浜町

主要会場：紀南文化会館、白良浜特設舞台

出演団体：41 団体（1,050 名）

観客数：105,000 人

第8回 テーマ：「北の大地に広がれ ふるさとの祭り～まつりのルーツ・まつりの伝承～」

開催日時：平成12年8月10日～12日

開催地：北海道旭川市  
主要会場：旭川市文化会館、常磐公園特設会場  
出演団体：286 団体（14,183 名）  
観客数：1,220,000 人

第 9 回 テーマ：「21 世紀の『伝統文化の街道』を創造し未来へ」

開催日時：平成 13 年 10 月 12 日～14 日  
開催地：静岡県静岡市  
主要会場：グランシップしずおか  
出演団体：32 団体(729 名)  
観客数：58,000 人

第 10 回 テーマ：「海が運ぶ・まつりの響演」

開催日時：平成 14 年 11 月 7 日～10 日  
開催地：富山県富山市  
主要会場：オーバードホール  
出演団体：29 団体（602 名）  
観客数：44,500 人

第 11 回 テーマ：「海・山・島、心に響くふるさとのまつり『自然が恵むまつりの賑い』」

開催日時：平成 15 年 10 月 10 日～12 日  
開催地：広島県広島市  
主要会場：広島県立総合体育館  
出演団体：66 団体（1,991 名）  
観客数：374,100 人

第 12 回 テーマ：「祝祭！自然の恵み、実りの秋『大祝祭空間 祭が奏でる豊年の秋！』」

開催日時：平成 16 年 10 月 22 日～24 日  
開催地：茨城県水戸市  
主要会場：茨城県庁構内特設ステージ  
出演団体：33 団体（1,798 名）  
観客数：526,000 人

第 13 回 テーマ：「祭の力！人の技！伝え育む地域伝統芸能『交歓！祭がもたらす友好

の輪』」

開催日時：平成 17 年 10 月 14 日～16 日

開催地：山形県酒田市、鶴岡市、庄内町

主要会場：酒田市市民会館、鶴岡市文化会館、庄内町文化創造館

出演団体：87 団体（2,069 名）

観客数：109,800 人

これらを見て、まず注目されるのがその観客数であるが、この数字はフェスティバル全体の観客数の延べ人数であり、伝統芸能パレードなど、主要会場以外の各種催しの観客も含んだ数字であり、ブロック別民俗芸能大会や全国民俗芸能大会と単純に比較することは出来ない。しかし地域伝統芸能全国フェスティバルは、主要会場に限っても多くはもともと収容人員が大きく、3 日間の開催ということもあり、延べ観客数は数万人という場合が多く、観客数が数百から 1 千人程度にとどまる他の大会からみれば群を抜く集客力のイベントであるといえよう。

次にこの地域伝統芸能全国フェスティバルはいかなる目的で行われている催しかを確認しておきたい。そもそも事業主体である財団法人地域伝統芸能活用センターの寄付行為には、その第 3 条で法人の目的を次のように掲げている。

第 3 条 この法人は、地域の民衆の生活の中で受け継がれ、当該地域の固有の歴史、文化等を色濃く反映した伝統的な芸能及び風俗慣習（以下「地域伝統芸能等」という。）を活用した行事の実施、支援を行うこと等により、観光及び地域商工業の振興を図り、もって、ゆとりのある国民生活及び地域の固有の文化等を生かした個性豊かな地域社会の実現、国民経済の健全な発展並びに国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

そして続く第 4 条で、

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域伝統芸能等を活用した行事の実施
- (2) 地域伝統芸能等を活用した行事の支援
- (3) 地域伝統芸能等に係る活動を行う個人又は団体に対する顕彰
- (4) 地域伝統芸能等を活用した行事等に関する情報の収集及び提供
- (5) 地域伝統芸能等を活用した行事等に関し独立行政法人国際観光振興機構に対する情報の提供等海外における広報宣伝
- (6) 地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び地域の商工業の振興等に関する調査、研究及び広報
- (7) 地域伝統芸能等を活用した行事に係る通訳案内業の認定の実施に関する事務

(8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

として、法人の事業を列挙している。地域伝統芸能全国フェスティバルは、この第4条第1項にいう「地域伝統芸能等を活用した行事の実施」であり、まさに法人の主要事業であることがわかる。これをふまえて、全国フェスティバルのプログラムには、平成13年度の第9回まで、冒頭に以下のように記されている。

日本各地の歴史と風土に育まれた伝統芸能、風俗慣習や年中行事などを、観光および地域商工業の振興地域の活性化に活用することにより、地域固有の文化を活かした個性豊かな地域社会の実現およびゆとりある国民生活の実現を図ることを目的として、平成4年9月に施行された「地域伝統芸能等活用法」の趣旨に沿う全国行事として、このフェスティバルを企画いたしました。

ここでは、「地域伝統芸能を地域活性化のために活用する」という目的のための催しであるという性格がはっきりと打ち出されている。

ところが、第10回以降はこの表現に変化が見られる。第10回の富山大会のプログラムでは、

私たちの日本には、長い歴史と豊かな文化、変化に富む風土があります。

人々は、自然の中から糧や恵みをうる一方、大きな脅威と被害も受けてきました。

人々は、こうした自然を恐れ、敬い、慰め、また感謝するために、山の神、海の神、田の神に祈りました。また、町では、悪霊を退け、先祖を敬うための祈りが捧げられました。こうして、全国各地に、お祭りや年中行事が生まれ、先祖代々受け継がれてきました。その数は、3万を越えるといわれ、全国各地の町や村で、春夏秋冬、季節の移り変わりにつれて、さまざまな伝統芸能が演じられています。

私たちは、この祖先からの贈り物を大切にし、次の世代に受け継いでいく義務があります。「地域伝統芸能全国フェスティバル」は、このように貴重な伝統芸能を地域の魅力の増進に活用し、保存を図っていくことを目的に、「地域伝統芸能等活用法」の趣旨をも踏まえて、毎年各地で開催される催しです。

として、地域伝統芸能の活用とともにその保存があらたに目的として唱われており、この表現はそのまま第11回にも踏襲されている。また、平成16年度の第12回の茨城大会プログラムでは、基本方針として、以下の5点を掲げている。

1. 地域伝統芸能の保存・継承・発展と観光素材としての再認識
2. 地域伝統芸能を中心に地域の魅力を発信
3. 世代間の交流
4. 地域間の交流
5. 地方文化の復権

これらを見ると、当初の地域伝統芸能の活用一点張りから、芸能そのものの保存につ

いても意を用いるようになったかにも思えるが、事業形態そのものは大きく変化しておらず、実質的に方向転換が図られているかどうかについては軽々に判断できない。特に平成16年度の茨城大会では、関東ブロック民俗芸能大会実行委員会と茨城県教育委員会を主催者とする「第46回関東ブロック民俗芸能大会」が同会場内で併行開催されるという事情も、前記の基本方針の表現に影響している可能性がある。

事業目的の表現がこのように変化したことについて、さらに考えられる要因としては、平成13年度から全国フェスティバルと同時期・同会場で同時開催されるようになった「地域伝統芸能による豊かなまちづくり大会」の影響である。この大会は、より地域振興的目的を鮮明にした催しと位置づけられており、それと差別化を図るために、芸能の保存が目的の中にはっきりと唱われるようになったとも考えられる。

以上「地域伝統芸能全国フェスティバル」についてその概要を見てきたが、従来文化庁をはじめとする民俗芸能を文化財として保護するという立場に立つ行政部局の、このフェスティバルの事業実施に関する従来の基本的なスタンスは、文化財としての民俗芸能の価値が、活用事業の実施によって損なわれないようにチェックするというものであった。しかし、これ大規模で国指定をはじめとする文化財としての民俗芸能が多数出演している現実があり、かつ近年は事業目的に芸能の保存が明記されてきている以上、これまで以上に文化財保護的見地から積極的に関与していくことが必要であり、事業全体の企画・運営に関しても提言していく責任があるのではなかろうか。

## 検討課題

さて最後に文化財保護的見地から、民俗芸能を公開するイベント等を実施する場合の今後検討すべき点について述べたい。既に昨年この調査研究プロジェクトの中間的報告として「ブロック別民俗芸能大会—その歴史と現在—」と題した報告の中で、一部触れている部分<sup>②</sup>もあるが、今回はブロック別民俗芸能大会に限らず、少なくとも文化財保護的な目的を持って実施されるイベント等全体を対象としたい。

なお、「民俗芸能をその本来の公開機会及び現地から切り離して、舞台等で公開する」こと自体についての本質的な是非には触れない。本稿の目的は、そういった催しが現実に行われているという前提に立って、それを少しでも文化財保護的見地から意味のあるものにするための検討である。

### (1) 事業目的

文化財保護的見地から行われる民俗芸能に関するイベント等は、基本的には文化財の普及・啓発事業と位置づけられてきた。つまり、民俗芸能という文化財の存在及びその価値を広く一般に普及・啓発し、その保護に関して理解を得ようとするための事業という考えであって、いわば「観客のための公開事業」という性格付けである。文化財としての価値を広く知らしめ、その保護に理解を得ることの重要性は、現在においても決して少なくない。特に都道府県単位あるいは市町村単位以下の比較的現地性の高いイベント等においては、保護行政部局および保存会等の伝承者が、その価値を知ってもらい地元の理解を得ることは、その後の活動に大きな意味を持つ。

しかし、都道府県以上の規模を有するイベント等での普及・啓発事業としての有効性は、今後より厳密に検証されるべきだろう。生で芸能に触れることの意義は確かにあるが、実際に会場に足を運べるのは、数百人から千人程度のごく限られた人々であり、かつある程度民俗芸能に関心を持っている場合が大半であろう。つまり、真に普及・啓発すべき人々がどの程度会場にいるかについては疑問なしとしない。

そこで考えられるのは、イベント等を出演芸能の活性化事業と位置づける方向であろう。既にブロック別民俗芸能大会では、普及・啓発目的とならんで伝承活性化目的が明確に意識されるようになりつつある<sup>③</sup>。これはいわば「出演者のための公開事業」という発想である。

これを最も明確に意識していると思われるのは、近畿・東海・北陸ブロックの民俗芸能大会であるといえよう。近畿・東海・北陸ブロック民俗芸能大会実行委員会は、平成17年度の大会前に、過去の当該ブロック大会出演団体に対して大規模なアンケート調査を実施している。開催府県の大阪府教育委員会よりその結果の提供をいただいたが、その中の設問に、「大会に出演してから以後のことを伺います。それ以後どのような影響がありましたか。\*出演は時間的な制約のため、地元での公開の形を省略して行われるのが通例ですが、そのことがその後の伝承に何か影響がありましたか。例えばブロックの大会出演以後、地元での上演内容が少しでも変わったということなど」という問いがある。これに対して、「良い影響があった」との回答が66%、反対に「悪い影響があった」との回答は5.5%という数値が示されている。「良い影響」の具体例としては、大会出演による伝承意欲の高揚・地元での認識の高まり・その後の文化財指定等があり、一方「悪い影響」の具体例としては、時間や芸態の省略、などが挙げられている。その時々大会運営等に対するアンケートを実施している例はあるが、過去の出演団体へ大会出演後の伝承への影響等について調査した例は少なく、きわめて貴重な資料であるといえよう。もちろん、6割以上が良いと答えたこの数値だけをもって、伝承活性化効果が十分であるというわけにはいかないが、今後より伝承活性化効果を高めていくための

基礎的資料を得るという意味で、このような調査は他の事業者も是非実施を検討すべきものとする。そして得られた結果を、今後の大会の企画・運営にフィードバックさせていく事が望ましい。

## (2) 上演時間・形態についての検討課題

現在行われている民俗芸能のイベント等での公開では、全国民俗芸能大会や国立劇場での民俗芸能公演など一部例外はあるものの、ほとんどの場合1団体当たりの出演時間を20分～30分程度としているものが多い。民俗芸能の中には、この持ち時間で十分省略なしで上演可能なものもあるが、多くの場合現地公開で本来行われているものと比べ演目や演技の省略や時間の短縮を余儀なくされている。また会場が多くはプロセシウム舞台であるということから、登退場や演技の体形など本来現地の公開時とは違う形にアレンジされる場合もある。従来こういった省略・短縮・アレンジが本来の現地公開のあり方に影響を与えることに対する批判があり、上記アンケート調査からも少ないながらそういった悪影響の事例が現実に報告されている。舞台形式によるアレンジに関しては、上演場所の空間的制約によるものであるため、現地公開の空間に戻った場合にも多くは元のやりの方が合理的であると考えられ、現実の影響はある程度限定的と思われるが、時間的な変容はより深刻である。

この時間的問題に対処するためには、1団体当たりの上演時間をその芸能本来のあり方に従って配分するのがベストであるが、全体の公演時間が有限である以上、特定芸能の特別公開以外のイベント等では現実的ではない。そうすると何らかの形で時間調整を行わざるを得ないが、その際も最も本来の公開に影響を与えない方法を、文化財保護関係者と出演者側が十分協議して決めていくべきだろう。

その際重要と思われるのは、その芸能の省略・短縮できない範囲を、双方ともにはっきりと認識しておくことだろう。個々の民俗芸能によって違いはあるが、少なくともその芸能の持つ最小単位を1演目とするならば、その中身である演技の流れや繰り返し等を省略する事については、きわめて慎重であるべきである。つまり、1演目当たりの現地公開と同様の必要時間は最低限確保しておけば、省略形式が地元で定着してしまうといった点は避けられるように思う。それでも現行の20分～30分といった枠内には入りきらないものも多いと思われるので、芸能毎にフレキシブルに持ち時間を配分していく必要がある。

ただここで同時に考えておかなければならないのは、観客に対する配慮である。イベント等の主目的を出演芸能の伝承活性化に置くにしても、従来の一般への普及・啓発目的もある程度達成する必要がある。また観客が芸能の途中で多く席を立ったり、あから



さまに飽きた様子を示したりすれば、かえって出演芸能の今後の伝承意欲を削ぐという結果になりかねない。実際に調査したイベント等で何度か目にしたのは、同じ所作の繰り返しに対して、その切れ目毎に観客が「もう終わりか」と誤解して拍手する例である。拍手そのものは良いが、中には拍手の後も演技が繰り返されると、「まだ続くのか」といった一種の落胆の雰囲気会場に流れることがある。こういった会場内の気分は出演者には当然伝わるものであろう。これなどは、事前の芸能紹介で、その芸能における所作の繰り返しの意味と回数を伝えておけば、ある程度回避できると思う。人は自分にとって意味のわからない時間は長く感じるものである。

以上のように、1 演目内の省略はしないという原則に立った場合でも、ブロック別民俗芸能大会のように出演団体数が今までの経緯からあらかじめ定まっているような場合、総公演時間はかなり長時間に及ぶ事となる。その場合は、出演団体数を減らすか、2 日間公演も視野に入れた再検討が望まれる。また会場の選定にあたっては、観客の入れ替わりの便というファクターも考慮する必要がある。現在多く使用されている各地の文化会館等の椅子席において、4 時間を超える公演は身体的にかなり苦痛であろうと思われる。この点アリーナ形式の会場を多用している「地域伝統芸能全国フェスティバル」は、参考となる。このアリーナ形式の舞台は、プロセミアム形式と比べて舞台設定の自由度が高く、より現地の状況を再現しやすいという利点もあるので、今後は積極的な活用が望まれる。

さて、以上のような配慮をした上でも、なおイベント等での公開には不向きな民俗芸能も存在する。例えば、演目として細分化されておらず、始めから終わりまで一連の流れとして演じる事に重要な意味を持つものや、神事性が強く現地以外での公開に地元が強い抵抗感を持っているような場合である。こうした場合には、事業者である文化財保護関係者は敢えて無理な調整はするべきではなく、イベント等出演以外での伝承活性化の方法を優先的に考える事も必要なのではなかろうか。

### (3) その他の検討課題

#### 「出演団体相互の交流」

イベント等を出演芸能団体の伝承活性化事業としてとらえた場合、単に舞台上で芸能披露にとどまらず、団体相互の交流の場としての機能をより充実する方向での事業企画も検討すべきである。

多くのイベント等では、出演団体はリハーサル直前に会場入りし、自分の芸能披露が終われば、他団体の出演時間にもかかわらず帰途につくケースが一般的である。予算面から考えればこうした方式が最も旅費の節約になり、また出演団体側も構成員の仕事の

都合などから、なるべく現地の滞在時間を短くすることを歓迎する向きがある。しかし、イベント等で多くの地方の芸能が一堂に会する機会は貴重であり、事業者側は出演団体相互交流の場を提供することを積極的に検討すべきではなかろうか。伝承団体の情報交換や総合交流の事業としては、各地でフォーラムや協議会なども行われてはいるが、そうした場合参加するのは代表者及びそれに準じる数名程度であり、多くの保存会員のフランクな交流の場としては決して十分機能しているとはいえない。いくつかのイベントでは、公演前日に出演団体参加の懇親会を設けているものもあり、こういった機会を気軽な情報交換・交流の場としてもっと活用する事も考えられる。

理想をいえば、大会終了後に全出演団体が参加する交流会を設定できれば、他団体の芸能を見て一定の刺激を得た後でもあり、より実りあるものと出来るのかもしれない。当然こういった交流の場を設定し参加を義務づけるためには、それ相当の予算措置が前提であるが、是非前向きに取り組んでもらいたいと思う。

#### 「出演に対する対価について」

文化財保護を目的としてその関係部局が主催者であるような民俗芸能の大会では、出演の旅費は支給するがいわゆる謝金あるいは日当等の出演対価は支給されないのが現在一般的である。この問題については、平成 16 年度に東京文化財研究所で行った第 7 回民俗芸能研究協議会「民俗芸能の公開をめぐる」において、問題提起を試みたことがあるが、参加者からはそれぞれの立場から賛否両論があり、一定の結論には至っていない<sup>④</sup>。しかし、検討すべき課題であるという当方の認識は変わらないので、ここで再度問題提起したい。

この出演対価の問題を明確に意識するようになったのは、平成 13 年度と平成 14 年度に実施した出演団体に対するアンケート調査による<sup>⑤</sup>。対象としたのは地域主導型のイベント成功例としてよく知られている、岩手県北上市の「北上みちのく芸能まつり」であり、平成 13 年度・平成 14 年度の出演団体にイベントに対する意識調査を実施したものである。このイベントは単なる観光型のイベントではなく、民俗芸能保護についても良く配慮されたものであり、出演団体からも「今後の出演に対して消極的」という否定的な評価は 66 回答中 4 件と少なく、総じて高く評価されているという結果を得た。しかし、「(イベント) 出演して感じたデメリットは」という問いに対しては、「経済的負担が大きい」が 22 件と最も多く、「練習の負担が大きい」17 件を上回る結果となった。また前述した近畿・東海・北陸ブロック民俗芸能大会のアンケートでも、「大会に参加したときのことを伺います。かつて出演した時、どのような感想・評価を持ちましたか」という問いに対し、回答 357 件中「問題があった」との回答が 61 件 (17.1%) あり、そのうち経費的な負担に問題があったという趣旨の回答が 18 件見られる。

本来出演することによってその芸能の伝承活性化につなげるという事を目的とするならば、この出演者の経済的負担は事業者としては無視してはならない事ではなかろうか。本来出演してもらう団体に対しては、少なくとも交通費・宿泊費・食費等の旅費はその必要額が全額支給されるべきであり、楽器・用具等の運搬費に関しても全額補填されるべきは当然であるが、現実的にはそれすら満足でない場合もあることがうかがえよう。事業者側の予算上の制約や今までの慣例等で見過ごされて良い問題ではない。特に文化財保護行政当局が事業者の場合、出演者である保護団体はその力関係から対等に交渉しにくいケースも多いと思われるので、事業者側のきめ細かい配慮が不可欠である。

そもそも本来の現地公開以外の場所・機会への出演そのものは、様々な負担を出演者に強いるものである。例年とは異なった練習スケジュールや練習量、それによって生じた出演者個々の仕事への影響、楽器・用具等の例年になく破損など、有形無形の影響が考えられる。それらすべてを金銭的損害に換算して補填することは事実上不可能だろうが、すくなくとも事業者は出演者側に負担を強いる部分があることを認識しておくべきだろう。

本来プロでない民俗芸能が、芸能を公開する事によって報酬を得るということには、研究者や保護行政関係者に強い抵抗があるかもしれない。しかし、有形無形の負担があっても出演を受諾してくれる団体に対して、少なくとも会場までの往復を含めた会期中の拘束時間に対して、何らかの対価を支払う必要性についてもう一度検討すべきではなかろうか。

出演することによって今後の伝承にメリットを感じてもらうのは、前述の様々な工夫が前提であり、決して金銭的な面を主とすべきと考えるものではないが、強い立場の事業者側が出演者の熱意に甘えるような事は避けるべきであろう。

#### 「有料公開について」

さて最後に、民俗芸能の有料公開について少し考えてみたい。文化財保護的見地から行われる公共性の高い民俗芸能のイベント等のほとんどは、従来無料の公開とされてきた<sup>⑥</sup>。これはその事業資金が税金や公的補助金等によってまかなわれている以上、ある意味当然のこととして捉えられてきたとあって良い。しかし公立の博物館や美術館での文化財公開や、あるいは公的機関主催によるバレエやオペラなどの文化的な催しは、むしろ有料が一般的で無料公開が例外である。もちろんこれは、その公開に関わる経費の一部を受益者から徴収するという基本的考えに立つものであり、公的機関が収益事業として行うものではない。そこから考えると、民俗芸能の公開であっても、その経費の一部に当てるのであれば、公的機関が有料公開することに対して特に制度上の問題はないように思われる。

この民俗芸能の有料公開という問題は、前述の出演対価と同様に、民俗芸能に金銭が絡むことに対する抵抗感があることから、今まであまり真剣に議論されていないように思う。

有料公開に関しては、有料化する事による事務経費の増大と入場料収入を比較すると、かなり高額にしなければかえって赤字になるという意見がある。しかしこれとても、公的文化施設の運営にあたる財団等、有料公開に関するノウハウをもつ関係団体の活用も視野に入れて、今一度厳密にシミュレーションする必要があるように思う。

ここで有料化を検討した上で、何らかの収益が見込めると仮定した場合、その考えられるメリット・デメリットを考えてみよう。まず事業者に関しては、無料公開よりもより適切な運営を求められ、今まで以上に強力に真剣に取り組む姿勢が促されるのではないだろうか。観客も、その対価に見合った内容を欲するであろうし、出演者側の意識もより真剣味が増すと思われる。何よりそれによって得られる収益は、出演対価の問題も含め、前述してきた種々の検討課題解決に向けての財源の一部として充当できる。

反面懸念されるのは、有料化する事による入場者の減少である。これは大都市圏であるか否かにより大きく事情が異なるだろうし、それぞれの地方により単純には予測しがたい。

しかし、国を含め公的財政が悪化しており急激な回復も望みがたく、文化財保護関係予算も削減が続いている昨今の状況を考えると、有料化についての具体的検討も十分行う価値があると思う。

## おわりに

この5年間の調査研究の目的は、民俗芸能の現地公開以外の公開が多数行われている事を前提とした上で、特にその中で決して少数ではない「文化財保護的見地からのイベント等」等について、現状把握とそのよりよいあり方について考察し、文化財としての民俗芸能の保護に対象なりとも有益な材料を提供する、ということであった。もちろん今回の調査研究で十分調査できなかったイベント等も多く、一部着手しながらも十分に調査するに至らなかった国際交流的なイベントや同種芸能の多数公開などは、また違った角度から調査対象とすべきであると考えている。今後とも機会があれば、その成果についてご報告していきたい。

あらゆる事業は、それが継続し歴史を有するものほど、その運営等に関して柔軟性を失い、先例主義、事業継続の自己目的化といった傾向が生じるおそれがある。民俗芸能の公開事業がそのような状況に陥らないため、本稿が現在及び今後のあり方の再検討を

行う際の一助になれば幸いです。

## 註

- ① 大会等での民俗芸能の公開についての様々な見解については、『民俗芸能研究』第12号「研究ノート」所収の、山本宏子「フィールドからステージへの文化変容」、笹原亮二「奇妙な舞台・微妙な舞台―民俗芸能大会と民俗芸能研究者―」、山路興造「全国民俗芸能大会私見」、鹿谷勲「民俗芸能の公開論の進展のために」、佛坂勝男「民俗芸能大会雑感」、尾島利雄「民俗芸能大会について」（平成2年11月 民俗芸能学会）、及び『民俗芸能研究』第33号の植木行宣・三隅治雄・神田より子・笹原亮二・千葉雄市・中村規・小島美子による「平成12年度大会シンポジウム 民俗芸能大会のこれまでとこれから」（平成13年9月 民俗芸能学会）に詳しい。
- ② 拙稿「ブロック別民俗芸能大会―その歴史と現在」P194～P197（『芸能の科学』32号 平成16年3月 東京文化財研究所）
- ③ 拙稿「ブロック別民俗芸能大会―その歴史と現在」P199（『芸能の科学』32号 平成16年3月 東京文化財研究所）
- ④ 第7回民俗芸能研究協議会報告書「民俗芸能の公開をめぐって」P66～P72（平成17年3月 東京文化財研究所）
- ⑤ 拙稿「イベント等における民俗芸能の公開に関する調査報告 1」（『芸能の科学』30号 平成15年3月）
- ⑥ 例外的に、公的機関の公開事業で長年定着している有料公開の例としては、「京の郷土芸能まつり」がある。平成17年度は、京都市・財団法人京都市文化観光資源保護財団・社団法人京都市観光協会の主催で、3月6日に開催された。この大会は35回の歴史を持ち、発足当初から有料公開であったという。ちなみに、平成17年度は入場料2,000円であり、会場の京都会館第1ホールは満員の盛況であった。

## 謝辞

この5年間の調査研究では、アンケート調査や面談調査に応じていただいた多くの出演団体の方々や各事業主催者の方々、また公開事業の確認調査に様々な便宜を図っていただいたブロック別民俗芸能大会開催都道府県の教育委員会関係者など、多くの方々にご協力をいただきました。ここに深く感謝いたします。

## 資 料

### 資料1 地域伝統芸能全国フェスティバル出演芸能一覧

本資料は、平成17年度の第13回までの各全国フェスティバル及びそのプレ大会として平成5年3月に開催された「地域伝統芸能歳時記」の、各大会に出演した芸能名及びその所在地の一覧である。本データは、各回のプログラムから出来る限り詳細にデータを収集したが、伝統芸能パレードなど主要会場以外の出演芸能に関しては、回によってプログラム記載のないものもあったため、過去すべてについて完全にたどることは困難であった。

また本データでは、原則として地域伝統芸能全国フェスティバルの本事業の出演団体を挙げたが、本文で述べた主催者発表の団体数は関連事業の出演団体をカウントしている場合があり、このデータとは一部齟齬が生じたことをあらかじめ了解されたい。

しかし本データ開示の目的は、このフェスティバルの本事業において、過去どのような芸能が出演しているかの全体像を明らかにすることにある。少なくとも、主要会場の出演芸能はすべて網羅されており、これをみればこのフェスティバルが民俗芸能にとっての大イベントであることが確認できよう。

### 資料2 ブロック別民俗芸能大会出演演目一覧補遺

本資料は、『芸能の科学』31号（平成16年3月 東京文化財研究所）において公開した「ブロック別民俗芸能大会出演演目一覧」の、追加データである。追加したのは、平成16年度・17年度分データである。

資料 1 地域伝統芸能全国フェスティバル出演芸能一覧

回数	テーマ	年月日	開催地	主要会場	芸能名	所在地
0	地域伝統芸能歳時記	H05.03.11	東京都墨田区	両国国技館	松前神楽	北海道松前町
					えんぶり	青森県八戸市
					毛越寺摩多羅神祭 (延年の舞)	岩手県平泉町
					西馬音内音頭	秋田県羽後町
					鹿島祭頭祭	茨城県鹿島町
					相川音頭	新潟県相川町
					越中おわら風の盆	富山県八尾町
					御諏訪太鼓	長野県岡谷市
					壬生狂言	京都府京都市
					壬生の花田植	広島県千代田町
					宇和津彦神社祭(牛鬼)	愛媛県宇和島市
					熊本妙見祭(風流行列)	熊本県八代市
					1	伝統芸能で訪ねる日本の四季
御陣乗太鼓	石川県輪島市					
アマメハギ	石川県門前町					
能登麦屋節	石川県門前町					
あばれ祭り	石川県能都町					
お熊甲祭	石川県中島町					
加賀獅子舞	石川県金沢市					
加賀鳶はじご乗り	石川県金沢市					
金沢素囃子	石川県金沢市					
白山かんこ踊り	石川県白峰町					
山中獅子舞	石川県山中町					
山中節	石川県山中町					
曳山子供歌舞伎	石川県小松市					
勝山の左義長	福井県勝山市					
大矢田ひんこ祭	岐阜県美濃市					
島田帯祭	静岡県島田市					
島田鹿島踊	静岡県島田市					
万呂の獅子舞	和歌山県田辺市					
白石踊	岡山県笠岡市					
鷺の舞	山口県山口市					
蓮池の太刀踊	高知県土佐市					
高千穂の夜神楽	宮崎県高千穂町					
水営野遊	大韓民国					
獅子舞	中華人民共和国江蘇省					
龍舞	香港					
2	日本のまつり～村のまつり・町のまつり～	H06.10.07~09	熊本県熊本市	熊本県立劇場	ねぶた	青森県青森市
					鬼剣舞	岩手県北上市
					秋田竿灯	秋田県秋田市
					黒川能	山形県櫛引町
					吹浦田楽舞	山形県遊佐町
					石岡の幌獅子	茨城県石岡市
					長崎の獅子舞	東京都豊島区
					鬼太鼓	新潟県両津市
					草津サンヤレ踊	滋賀県草津市
					因幡傘踊	鳥取県国府町
					石見神楽	島根県浜田市
					こんびら船々	香川県琴平町
					山浦の面浮立	佐賀県鹿島市
					山森こども神楽	熊本県三加和町
					野原八幡風流	熊本県荒尾市
					山鹿灯籠踊	熊本県山鹿市
					菊池の松囃子能	熊本県菊池市
					狩尾の虎舞	熊本県阿蘇町
					長野岩戸神楽	熊本県長陽村
					中江岩戸神楽	熊本県波野村
下浦獅子舞	熊本県本渡市					

資料 1 地域伝統芸能全国フェスティバル出演芸能一覧

回数	テーマ	年月日	開催地	主要会場	芸能名	所在地					
2	日本のまつり～ 村のまつり・町のまつり～	H06.10.07～09	熊本県熊本市	熊本県立劇場	牛深ハイヤ	熊本県牛深市					
					久連子古代踊	熊本県泉村					
					八代妙見祭り獅子舞	熊本県八代市					
					文政三年棒踊	熊本県球磨村					
					鬼木白太鼓	熊本県人吉市					
					矢部八朔祭り	熊本県矢部町					
					千東楽	大分県宇目町					
					熊襲踊	宮崎県都城市					
					琉球舞踊	沖縄県那覇市					
					錦山農楽	大韓民国					
					師公舞	中華人民共和国・広西チワン族自治区					
					民族舞踊	アメリカ合衆国・モンタナ州					
3	日本のまつり～ 賑わい～	H07.05.26～28	香川県高松市	サンメッセ香川	正調江差追分	北海道江差町					
					江差沖揚音頭	北海道江差町					
					ねぶた	青森県青森市					
					チャグチャグ馬コ	岩手県盛岡市・滝沢村					
					遠野郷早池峰しし踊り	岩手県遠野市					
					火伏せの虎舞	宮城県中新田町					
					秋田竿灯	秋田県秋田市					
					秩父音頭	埼玉県秩父市					
					秩父屋台囃子	埼玉県秩父市					
					大海のほうか	愛知県新城市					
					伊賀上野小玉町七福神踊り	三重県上野市					
					洲本民謡おまあや	兵庫県洲本市					
					隠岐国分寺蓮華会舞	島根県西郷町					
					阿波踊り	徳島県徳島市					
					虎頭の舞	香川県白鳥町					
					尺経獅子舞	香川県大内町					
					庵治締太鼓	香川県庵治町					
					さぬきばやしたぬきおどり	香川県高松市					
					一合まいた	香川県高松市					
					讃岐国分寺太鼓	香川県国分寺町					
					冠纏神社の大獅子	香川県香南町					
					滝宮の念仏踊	香川県綾南町・綾上町					
					坂出太鼓台	香川県坂出市					
					こんびら船々	香川県琴平町					
					仁尾雨乞い竜	香川県仁尾町					
					仁尾竈朔太鼓	香川県仁尾町					
					綾子踊	香川県仲南町					
					吉津夫婦獅子舞	香川県三野町					
					龍王太鼓	香川県大野原町					
					ちょうさ	香川県豊浜町					
					牛鬼	愛媛県宇和島市					
					よさこい鳴子踊り	高知県高知市					
					清和文楽人形芝居	熊本県清和村					
					鶴崎踊	大分県大分市					
					琉球舞踊	沖縄県那覇市					
					勢理客の獅子舞	沖縄県浦添市					
					九鼓舞	大韓民国・仁川市					
					唐・長安楽舞	中華人民共和国・陝西省					
					4	お祭り風土記	H08.06.14～17	岩手県滝沢村	岩手産業文化センター	伝統さんさ踊り	岩手県盛岡市
										盛岡さんさ踊り	岩手県盛岡市
盛岡山車	岩手県盛岡市										
和野神楽	岩手県田野畑村										



資料 1 地域伝統芸能全国フェスティバル出演芸能一覧

回数	テーマ	年月日	開催地	主要会場	芸能名	所在地
4	お祭り風土記	H08.06.14～17	岩手県滝沢村	岩手産業文化センター	早池峰大償神楽	岩手県大迫町
					早池峰岳神楽	岩手県大迫町
					鬼剣舞	岩手県北上市
					江差鹿踊	岩手県江刺市
					瀧澤鶏舞	岩手県種市町
					角浜駒踊	岩手県種市町
					川口きつね踊り	岩手県岩手町
					滝沢駒踊り	岩手県滝沢村
					綴子大太鼓	秋田県鷹巣町
					石井の七福神	福島県二本松市
					関谷城鍬舞	栃木県塩原町
					越中おわら風の盆	富山県八尾町
					小山郷六斎念仏	京都府京都市
					流し調正調河内音頭	大阪府八尾市
					洲本民謡おまあや	兵庫県洲本市
					矢上大元神楽	島根県石見町
					津貫中間豊祭太鼓踊	鹿児島県加世田市
					登野城の獅子舞	沖縄県石垣市
					赤馬節	沖縄県石垣市
					扇舞	大韓民国・ソウル市
ドラゴンドンス	シンガポール					
5	祭りの交流	H09.05.23～25	島根県松江市・大社町	くにびきメッセ・出雲大社境内	西中之条獅子舞	群馬県中之条町
					白間津おどり	千葉県千倉町
					綾子舞	新潟県柏崎市
					伊那谷の屋台獅子	長野県飯田市
					郡上おどり	岐阜県八幡町
					淡路人形浄瑠璃	兵庫県南淡町
					大杉ざんざこ踊	兵庫県大屋町
					鳥取しゃんしゃん傘おどり	鳥取県鳥取市
					佐陀神能	島根県鹿島町
					須佐大宮念仏踊り	島根県佐田町
					有福神楽	島根県浜田市
					隠岐国分寺蓮華会舞	島根県西郷町
					松江要行列	島根県松江市
					三谷神社投獅子舞	島根県出雲市
					荒茅盆踊り	島根県出雲市
					河下盆踊り	島根県平田市
					隠岐しげさ節	島根県西郷町
					石見神楽	島根県旭町
					安来節	島根県安来市
					キンニャモニャ	島根県海士町
					神原神社獅子舞	島根県加茂町
					宅野子ども神楽	島根県仁摩町
					石見神代神楽	島根県浜田市
					鹿子原の虫送り踊り	島根県石見町
					シッカク踊	島根県大田市
					津和野盆踊り	島根県津和野町
					三刀屋太鼓	島根県三刀屋町
					掛合太鼓	島根県掛合町
					深野神楽	島根県吉田村
					宍道和太鼓	島根県宍道町
					石見神楽	島根県金城町
					関の五本松節	島根県美保関町
					埴田神社青獅子舞	島根県平田市
					仁多乃炎太鼓	島根県仁多町
					江津敬川太鼓	島根県江津市
					大土地神楽	島根県大社町
					海潮神代神楽	島根県大東町
					はやしこ	島根県赤来町
					鷺舞	島根県津和野町
					隠岐島前神楽	島根県西ノ島町

資料 1 地域伝統芸能全国フェスティバル出演芸能一覧

回数	テーマ	年月日	開催地	主要会場	芸能名	所在地
5	祭りの交流	H09.05.23～25	島根県松江市・大社町	くにびきメッセ・出雲大社境内	石見神楽	島根県弥栄村
					農村歌舞伎	島根県佐田町
					益田の系操り人形	島根県益田市
					赤崎神社楽踊	山口県長門市
					佐文あやこ踊	香川県仲南町
					今治の継ぎ獅子	愛媛県今治市
					チャンココ・五島八イヤ節	長崎県福江市
					鈴かけ馬おどり	鹿児島県隼人町
					琉球舞踊	沖縄県那覇市
					晋州劔舞・鼓舞	大韓民国・晋州市
					胆沢町行山流鹿踊	岩手県胆沢町
					吹浦田楽舞	山形県遊佐町
					八木節	群馬県桐生市
					鬼太鼓	新潟県両津市
6	祭りのふるさと	H10.05.22～24	岐阜県高山市・下呂町	高山市民文化会館・飛騨の里・下呂観光会館	太神楽つぶろさし	新潟県羽茂町
					西嶋神楽	山梨県中宮町
					美ヶ原温泉御殿太鼓	長野県松本市
					数河獅子	岐阜県古川町
					長良川鶺鴒	岐阜県岐阜市
					谷汲踊	岐阜県谷汲村
					春駒	岐阜県白川村
					白鳥おどり	岐阜県白鳥町
					飛騨総社親子獅子舞	岐阜県高山市
					郡上おどり	岐阜県八幡町
					大矢田ひんこ祭	岐阜県美濃市
					獅子舞十二文神楽	岐阜県関市
					円城寺の芭蕉踊り	岐阜県笠松町
					金蔵獅子	岐阜県国府町
					鬨鶏楽	岐阜県高山市
					郡上宝暦義民太鼓	岐阜県白鳥町
					獅子舞大神楽	岐阜県和良村
					関ヶ原合戦太鼓	岐阜県関ヶ原町
					久田見の系切りからくり	岐阜県八百津町
					青墓大太鼓踊り	岐阜県大垣市
					数國雷響JAPAN	岐阜県池田町
					高鷲太鼓	岐阜県高鷲村
					大浦の蛇	岐阜県羽島市
					本巣郡雅楽	岐阜県本巣町・巣南町・真正町
					子供伝承芸能	岐阜県高山市
					高山夢太鼓	岐阜県高山市
					下切町金蔵獅子	岐阜県高山市
					しょがの舞	岐阜県高山市
					高山陣屋太鼓	岐阜県高山市
					荘川桜太鼓	岐阜県荘川村
					白川村の獅子舞	岐阜県白川村
					船山八幡神社金蔵獅子	岐阜県久々野村
					青座獅子	岐阜県朝日村
					西洞獅子	岐阜県朝日村
					飛騨かわい匠太鼓	岐阜県河合村
					高富青雲太鼓	岐阜県高富町
					木挽音頭	岐阜県付知町
					伏屋の獅子芝居	岐阜県岐南町
					龍神火まつり	岐阜県下呂町
					表佐太鼓踊り	岐阜県垂井町
					泉都おどり	岐阜県下呂町
					美濃流し仁輪加	岐阜県美濃市
飛騨仁輪加	岐阜県下呂町					
ひだ白龍太鼓	岐阜県金山町					

資料 1 地域伝統芸能全国フェスティバル出演芸能一覧

回数	テーマ	年月日	開催地	主要会場	芸能名	所在地
6	祭りのふるさと	H10.05.22～24	岐阜県高山市・下呂町	高山市民文化会館・飛驒の里・下呂観光会館	黒獅子舞	岐阜県七宗町
					東津汲鎌倉踊	岐阜県久瀬村
					巖立太鼓	岐阜県小坂町
					南宮神社神事芸能	岐阜県垂井町
					中切獅子	岐阜県馬瀬村
					杵振り踊り	岐阜県蛭川村
					田の神祭	岐阜県下呂町
					半原操り人形	岐阜県瑞浪市
					真桑文楽	岐阜県真正町
					大井文楽	岐阜県恵那市
					恵那文楽	岐阜県中津川市
					鳳凰座歌舞伎	岐阜県下呂町
					白雲座歌舞伎	岐阜県下呂町
					明智町歌舞伎	岐阜県明智町
					東白川村歌舞伎	岐阜県東白川村
					加子母歌舞伎	岐阜県加子母村
					佐見歌舞伎	岐阜県白川村
					三輪崎の鯨踊	和歌山県新宮市
					麒麟獅子舞	鳥取県鳥取市
					津和野鷺舞	島根県津和野町
					キンニャモニャ	島根県海士町
					伊予万歳	愛媛県松山市
					西条まつりのだんじり	愛媛県西条市
徳重大ばら太鼓	鹿児島県伊集院町					
追儼舞	中華人民共和国江西省					
7	海の祭・山の祭	H11.05.21～23	和歌山県田辺市・白浜町	紀南文化会館・白良浜特設舞台	アイヌ古式舞踊	北海道旭川市
					八戸のえんぶり	青森県八戸市
					陸中弁天虎舞	岩手県大槌町
					達屋窟毘沙門神楽	岩手県平泉町
					小張松下流綱火	茨城県伊奈町
					八丈太鼓	東京都八丈町
					新保広大寺節	新潟県十日町市
					佐渡のたらい舟	新潟県小木町
					たてもん	富山県魚津市
					キリコ	石川県輪島市
					大鹿歌舞伎	長野県大鹿村
					御船神事	静岡県相良町
					手筒花火	愛知県豊橋市
					尾鷲節	三重県尾鷲市
					おまあや	兵庫県洲本市
					戯瓢踊	和歌山県御坊市
					根来鉄砲隊	和歌山県岩出町
					木ノ本の獅子舞	和歌山県和歌山市
					円月太鼓	和歌山県白浜町
					黒潮躍虎太鼓	和歌山県和歌山市
					雑賀鉄砲衆	和歌山県和歌山市
					太地のくじら踊り	和歌山県太地町
					太地の触太鼓	和歌山県太地町
					上野の獅子舞	和歌山県大塔村
					堅田の獅子舞	和歌山県白浜町
					花坂鬼もみ太鼓	和歌山県高野町
					御燈祭	和歌山県新宮市
					大窪の笠踊	和歌山県下津町
					嵯峨谷の神踊り	和歌山県高野口町
					横浜の獅子舞	和歌山県由良町
					勇魚祭	和歌山県太地町
					大島水門祭	和歌山県串本町
					八ツ鉢の舞	和歌山県白浜町
万呂の獅子舞	和歌山県田辺市					
炭琴	和歌山県					

資料 1 地域伝統芸能全国フェスティバル出演芸能一覧

回数	テーマ	年月日	開催地	主要会場	芸能名	所在地
7	海の祭・山の祭	H11.05.21～23	和歌山県田辺市・白浜町	紀南文化会館・白良浜特設舞台	野中の獅子舞	和歌山県田辺市
					岡の獅子舞	和歌山県上富田町
					いさな太鼓	和歌山県太地町
					黒江つつてん踊り	和歌山県海南市
					海潮神代神楽・和野神楽	島根県大東町
					平戸田助ハイヤ節	長崎県平戸市
					八代の妙見祭の亀蛇エイサー	熊本県八代市
					ガリシア民族舞踊	スペイン・ガリシア州
8	北の大地にひろがれ、ふるさとの祭り～まつりのルーツ・まつりの伝承～	H12.08.10～12	北海道旭川市	旭川市文化会館・常磐公園特設会場	雨竜町獅子神楽	北海道雨竜町
					丘珠獅子舞	北海道札幌市
					アイヌ古式舞踊	北海道旭川市
					江差追分	北海道江差町
					恵山太鼓	北海道恵山町
					小樽松前神楽	北海道小樽市
					余市町正調ソーラン沖揚げ音頭	北海道余市町
					狸々獅子五段くずし舞	北海道深川市
					北海道御陣乗太鼓	北海道旭川市
					永山屯田まつり	北海道旭川市
					しれとこ斜里ねぶた	北海道斜里町
					雨紛囃子	北海道旭川市
					旭川獅子舞	北海道旭川市
					当麻蟠龍太鼓	北海道当麻町
					羽衣太鼓	北海道東川町
					江良杵振舞	北海道松前町
					白糠駒踊り	北海道白糠町
					三石町歌笛越前踊り	北海道三石町
					オロチョンの火祭り	北海道網走市
					大雪連合神輿	北海道旭川市
					北海へそ踊り	北海道富良野市
					烈夏七夕まつり	北海道旭川市
					神流太鼓	北海道旭川市
					嵐山笠踊り	北海道旭川市
					福島踊り	北海道旭川市
					越中盆踊り	北海道旭川市
					たかすオサラッペ太鼓	北海道鷹栖町
					剣淵屯田太鼓	北海道剣淵町
					火まつり太鼓	北海道上川町
					すながわ桜太鼓	北海道砂川市
					潮太鼓	北海道小樽市
					深川しゃんしゃん傘踊り	北海道深川市
					池田町傘踊り	北海道池田町
					幌延東傘踊り	北海道幌延町
					知床流水太鼓	北海道斜里町
					赤井川村カルデラ太鼓	北海道赤井川村
					つくも太鼓	北海道士別市
					義経桜太鼓	北海道上神楽町
					白符荒馬踊	北海道福島町
					YOSAKOIソーラン	北海道札幌市
平原太鼓	北海道帯広市					
北海道くしろ蝦夷太鼓	北海道釧路市					
愛別岐阜獅子神楽	北海道愛別町					
清水町松沢神楽	北海道清水町					
永山獅子舞	北海道旭川市					

資料 1 地域伝統芸能全国フェスティバル出演芸能一覧

回数	テーマ	年月日	開催地	主要会場	芸能名	所在地
8	北の大地にひろがれ、ふるさとの祭り～まつりのルーツ・まつりの伝承～	H12.08.10～12	北海道旭川市	旭川市文化会館・常磐公園特設会場	神楽獅子舞	北海道旭川市
					豊田獅子舞	北海道旭川市
					美瑛親子獅子舞	北海道美瑛町
					多度志獅子舞	北海道深川市
					風連獅子舞	北海道風連町
					新十津川町獅子神楽	北海道新十津川町
					北海道神宮舞楽	北海道札幌市
					室蘭神楽	北海道室蘭市
					新篠津村まつりばやし	北海道新篠津村
					川湯ばやし	北海道弟子屈町
					苫前くま獅子舞	北海道苫前町
					有明獅子舞	北海道初山別村
					洞内南部駒踊り	青森県十和田市
					青森ねぶた	青森県青森市
					鬼剣舞	岩手県北上市
					西馬音内盆踊り	秋田県羽後町
					秋田竿灯	秋田県秋田市
					花笠踊り	山形県山形市
					大和田囃子	埼玉県新座市
					佐原囃子	千葉県佐原市
					虚無僧	東京都
					越後追分	新潟県新潟市
					佐渡おけさ	新潟県新潟市
					坂津の獅子舞	富山県氷見市
					御陣乗太鼓	石川県輪島市
					追分馬子唄	長野県軽井沢町
					手筒花火	静岡県新居町
					因幡の傘踊り	鳥取県鳥取市
					しゃんしゃん傘踊り	鳥取県鳥取市
					石見神楽	島根県浜田市
					阿波踊り	徳島県小松島市
					冠櫻の獅子	香川県香南町
					長崎竜踊り	長崎県長崎市
鶴崎踊り	大分県大分市					
高千穂夜神楽	宮崎県高千穂町					
弥五郎どん	鹿児島県大隅町					
琉球民謡・舞踊	沖縄県那覇市					
仮面劇	大韓民国・安東市					
9	21世紀の「伝統文化の街道」を創造し未来へ	H13.10.12～14	静岡県静岡市	グランシップしずおか	中野七頭舞	岩手県岩泉町
					秋田竿灯	秋田県秋田市
					水戸大神楽	茨城県水戸市
					烏山山あげ行事	栃木県烏山町
					大和田囃子	埼玉県新座市
					葛西囃子	東京都葛飾区
					箱根馬子唄・長持唄	神奈川県小田原市
					東津汲鎌倉踊	岐阜県久瀬村
					西浦田楽	静岡県水窪町
					見高三番叟	静岡県河津町
					藤守の田遊び	静岡県大井川町
					山名神社天王祭舞楽	静岡県森町
					磯おどり	静岡県伊豆長岡町
					下田太鼓	静岡県下田市
					勝坂神楽	静岡県春野町
					細江神社祇園ばやし	静岡県細江町
					寺野のひよんどり	静岡県引佐町
					御船行事	静岡県相良町
					遠州の大念仏	静岡県浜北市
					平野の盆踊	静岡県静岡市
					港かっぼれ	静岡県清水市
					親王囃子	静岡県清水市
					虚無僧尺八演奏	静岡県蒲原町

資料 1 地域伝統芸能全国フェスティバル出演芸能一覧

回数	テーマ	年月日	開催地	主要会場	芸能名	所在地
9	21世紀の「伝統文化の街道」を創造し未来へ	H13.10.12～14	静岡県静岡市	グランシップしずおか	三島囃子	静岡県河津町
					広瀬町かんこ踊り	三重県鈴鹿市
					白石踊	岡山県笠岡市
					先帝祭上臈参拝行事	山口県下関市
					沖縄エイサー	沖縄県沖縄市
					パンゲッ(サムルノリ・小鼓舞)	大韓民国・ソウル市
10	海が運ぶ・まつりの響演	H14.11.07～10	富山県富山市	オーバードホール	能舞	青森県東通村
					小白川神社あばれ獅子舞	山形県飯豊町
					鬼太鼓	新潟県両津市
					初午	富山県利賀村
					越中八幡太鼓	富山県砺波市
					越中城端むぎや	富山県城端町
					越中おわら	富山県八尾町
					雅楽	富山県福岡町
					願念坊踊り	富山県小矢部市
					氷見綱起こし木遣り	富山県氷見市
					岩瀬まだら	富山県富山市
					吉久獅子舞	富山県高岡市
					越中夜高太鼓	富山県福野町
					魚津せりこみ蝶六	富山県魚津市
					越中五箇山こきりこ唄	富山県平村
					御陣乗太鼓	石川県輪島市
					曳山祭子供歌舞伎	滋賀県長浜市
					賀露神社麒麟獅子舞	鳥取県鳥取市
					石見神楽	島根県益田市
					伊賀和志神楽	広島県作木村
小倉祇園太鼓	福岡県北九州市					
山鹿灯籠おどり	熊本県山鹿市					
琉球舞踊及び沖縄の芸能	沖縄県那覇市					
韓国民俗芸能	大韓民国江陵市					
中国獅子舞	中華人民共和国瀋陽市					
11	海・山・島、心に響くふるさとのまつり「自然が恵むまつりの賑わい」	H15.10.10～12	広島県広島市	広島県立総合体育館	江差追分	北海道松前町
					鬼剣舞	岩手県北上市
					大畑からかさ万灯	茨城県新治村
					越前万歳	福井県武生市
					島田大祭	静岡県島田市
					和知人形浄瑠璃	京都府和知町
					広島木遣り	広島県
					広島平和音頭	広島県
					壬生の花田植	広島県千代田町
					名字獅子舞	広島県府中市
					因島村上水軍陣太鼓	広島県因島市
					福田の獅子舞	広島県竹原市
					甲山だんじり仁輪加	広島県甲山町
					ひんよう踊り	広島県福山市
					原田はやし田	広島県高宮町
					神楽「ハツ花の舞」	広島県広島市
唐津曳山	佐賀県唐津市					
沖縄エイサー太鼓	沖縄県名護市					
密陽百中ノリ	大韓民国密陽市					
12	祝祭！自然の恵み、実りの秋「大祝祭空間祭が奏でる豊年の秋！」	H16.10.22～24	茨城県水戸市	茨城県庁構内特設ステージ	津軽三味線	青森県弘前市
					秋田竿灯	秋田県秋田市
					潮来囃子	茨城県潮来市
					茨城県太鼓連盟	茨城県
					日立風流物	茨城県日立市
					大畑からかさ万灯	茨城県新治村
東金砂神社田楽舞	茨城県水府村					

資料 1 地域伝統芸能全国フェスティバル出演芸能一覧

回数	テーマ	年月日	開催地	主要会場	芸能名	所在地
12	祝祭！自然の恵み、実りの秋「大祝祭空間祭が奏でる豊年の秋！」	H16.10.22～24	茨城県水戸市	茨城県庁構内特設ステージ	磐戸神楽	茨城県三和村
					小栗内外大神宮太々神楽	茨城県協和町
					じゃんがら念仏踊り	茨城県北茨木市
					大塚戸の綱火	茨城県水海道市
					小張松下流綱火	茨城県伊奈町
					龍ヶ崎の撞舞	茨城県竜ヶ崎市
					下妻のおはやし	茨城県下妻市
					笠原音頭	茨城県水戸市
					石岡ばやし	茨城県石岡市
					鹿島の祭頭祭	茨城県鹿嶋市・神栖町
					県庁神輿	茨城県水戸市
					水戸万灯神輿	茨城県水戸市
					ザ・磯節	茨城県水戸市
					秩父屋台囃子	埼玉県秩父市
					八王子まつり	東京都八王子市
					能登キリコ祭	石川県輪島市
					白鳥拝殿踊り	岐阜県郡上市
					大蔵谷獅子舞	兵庫県明石市
					阿波木偶箱廻し	徳島県徳島市
					鎮縄神楽	愛媛県肱川市
					牛深ハイヤ節	熊本県牛深市
エイサー太鼓	沖縄県糸満市					
河回別神クツ仮面劇	大韓民国・安東市					
13	祭の力！人の技！伝え育む地域伝統芸能「交歓！祭がもたらす友好の輪」	H17.10.14～16	山形県酒田市・鶴岡市・庄内町	酒田市民会館・鶴岡市文化会館・庄内町文化創造館	早池峰神楽	岩手県大迫町
					中新田火伏せの虎舞	宮城県加美町
					福岡鹿踊	宮城県仙台市
					よさこいソーラン	山形県酒田市・鶴岡市・東根市・川西町、宮城県仙台市
					西馬音内盆踊り	秋田県羽後町
					秋田の民謡	秋田県由利本荘市
					酒田ばやし	山形県酒田市
					山形県民謡舞踊	山形県
					黒森歌舞伎	山形県酒田市
					小松豊年獅子踊	山形県川西町
					日和田弥重郎花笠田植踊	山形県寒河江市
					合海田植踊	山形県大蔵村
					安丹神楽	山形県鶴岡市
					杉沢比山	山形県遊佐町
					松山能	山形県松山町
					總宮神社獅子舞	山形県長井市
					高原植木踊	山形県山形市
					新庄祭り囃子	山形県新庄市
					東堀越獅子踊り	山形県鶴岡市
					梓山市獅子踊	山形県米沢市
					若宮八幡神社太々神楽	山形県東根市
					稲沢番楽	山形県金山町
					本楯神代神楽	山形県酒田市
					風神太鼓	山形県酒田市
					花笠踊り	山形県山形市
					S.Jinku	山形県酒田市
					高坂・薬師神社の獅子舞	山形県鶴岡市
横山八幡神社獅子舞	山形県三川町					
田麦俣三山神楽	山形県鶴岡市					
高寺八講	山形県鶴岡市					
新山延年	山形県平田町					
吹浦田楽舞	山形県遊佐町					

資料 1 地域伝統芸能全国フェスティバル出演芸能一覧

回数	テーマ	年月日	開催地	主要会場	芸能名	所在地
13	祭の力！人の技！ 伝え育む地域伝統芸能「交歓！ 祭がもたらす友好の輪」	H17.10.14～16	山形県酒田市・鶴岡市・庄内町	酒田市民会館・鶴岡市文化会館・庄内町文化創造館	蕨岡延年	山形県遊佐町
					山五十川歌舞伎	山形県鶴岡市
					黒川能	山形県鶴岡市
					熊野大社稚児舞	山形県南陽市
					平塩舞楽	山形県寒河江市
					林家舞楽	山形県河北町
					龍の舞	山形県庄内町
					あまるめ飛龍太鼓	山形県庄内町
					飛龍囃子	山形県庄内町
					長静猪子踊り	山形県東根市
					平枝少年番楽	山形県真室川町
					沖小歌舞伎	山形県小国町
					安久津延年	山形県高畠町
					磐司太鼓	山形県山形市
					徳内ばやし	山形県村山市
					月山魁太鼓	山形県庄内町
					相馬野馬追い	福島県相馬市
					小鹿野歌舞伎	埼玉県小鹿野町
					綾子舞	新潟県柏崎市
					大須戸能	新潟県朝日村
					犬山祭	愛知県犬山市
					佐伯灯籠	京都府亀岡市
					因幡の傘踊り	鳥取県鳥取市
					神楽八岐大蛇	広島県安芸高田市
					博多祇園山笠	福岡県福岡市
					長崎くんち	長崎県長崎市
					奄美の島唄	鹿児島県名瀬市
					沖縄の伝統芸能	沖縄県那覇市
					ロシア民俗舞踊	ロシア連邦・ジュレズノゴルスク・イムスキー
					台湾の獅子舞と二胡演奏	台湾台中市
韓国伝統民俗舞踊	大韓民国京畿道					



資料 2 ブロック別民俗芸能大会出演演目一覧補遺

回数	ブロック	年月日	開催地	県名	芸能名	指定等
46	北海道・東北	H16.10.17	秋田県 秋田市	秋田	小滝のチョウクライ口舞	国指定
					根子番楽	国指定
				北海道	江良杵振舞	
				青森	大澤獅子踊	
				岩手	浦浜念仏剣舞	
				宮城	早稲谷鹿踊	
				山形	黒川能	国指定
				福島	都々古別神社の御田舞	国指定
	関東	H16.10.23	茨城県 水戸市	茨城	大野みろく	
					真家みたま踊り	
				栃木	飯野の歌舞伎	
				群馬	榛名神楽	
				埼玉	川越ばやし	
				千葉	野田の撞舞	
				東京	下赤塚の田遊び	国指定
				神奈川	不参加	
				茨城	不参加	
				新潟	不参加	
				山梨	不参加	
				長野	不参加	
	静岡	不参加				
	近畿・東海・北陸	H16.08.22	石川県 金沢市	富山	加茂神社の稚児舞	国指定
				石川	かんこ踊	
				福井	舟寄踊	
				愛知	旭町の棒の手	
				岐阜	中山太鼓	
				三重	日置神社の神事踊	
				滋賀	三上のずいき祭り	国指定
				奈良	田原の祭文語り	
				京都	島万神社の太刀振り・太鼓踊	
				大阪	上神谷のこおどり	
	兵庫	淡路人形浄瑠璃(戎舞)	国指定			
	中国・四国	H16.10.24	香川県 琴平町	鳥取	澤神社の麒麟獅子舞	
				島根	益田糸あやつり人形	
				岡山	粟井春日歌舞伎	
				広島	木ノ庄の鉦太鼓踊り	
				徳島	渋野の三番叟踊	
				香川	綾子踊	国指定
					庵治締太鼓	
				愛媛	川名津神楽	
				高知	赤泊太刀踊	
	山口	俵山女歌舞伎				
	九州	H16.11.07	大分県 竹田市	福岡	幸若舞	国指定
				佐賀	畦川内綾竹踊り	
				長崎	有喜伝統浮立	
				熊本	栖本太鼓踊り	
大分				国東神楽		
				阿鹿野獅子		
宮崎				田ノ上八幡神社獅子舞・神楽		
鹿児島				高尾野町の兵六踊		
沖縄	伊芸区南又島					

回数	ブロック	年月日	開催地	県名	芸能名	指定等
47	北海道・東北	H17.10.23	山形県 山形市	北海道	アイヌ古式舞踊	国指定
				青森	小目名神楽	
				岩手	三本柳さんさ踊り	
				宮城	上町法印神楽	
				秋田	仁井田番楽	
				山形	蕨岡延年の舞	
					萩野獅子踊	
					成澤田植踊	
				福島	田島の三匹獅子	
	関東	H17.10.23	神奈川県 横浜市	茨城	利根地固め唄	
				栃木	不参加	
				群馬	不参加	
				埼玉	不参加	
				千葉	不参加	
				東京	不参加	
				神奈川県	長井町飴屋踊り	
					牛込の獅子舞	
				新潟	燕の神楽・戸隠神社御神楽	
				山梨	塩平の獅子舞	
				長野	五束の太々神楽	
	静岡	富士宮囃子				
	近畿・東海・北陸	H17.08.27,28	大阪府 大阪市	富山	出町子供歌舞伎曳山	
				石川	深瀬のでくまわし	国指定
				福井	若狭能倉座の神事能	
				愛知	島文楽	
				岐阜	恵那文楽	
				三重	安乗の人形芝居	国指定
				滋賀	富田人形	
				奈良	奈良豆比古神社の翁舞	国指定
				京都	和知人形浄瑠璃	
				大阪	能勢の浄瑠璃	
	兵庫	池尻神社人形狂言				
	和歌山	花園の仏の舞				
	中国・四国	H17.11.06	鳥取県 鳥取市	鳥取	因幡の傘踊	
					さいとりさし	
				島根	海潮山王寺神楽	
岡山				福石荒神社神楽獅子舞		
広島				矢野の神儀		
徳島				祖谷音頭踊り		
香川				和田雨乞踊		
愛媛				興居島の船踊り		
高知	池川神楽	国指定				
九州	H17.10.30	鹿児島県 鹿児島市	福岡	植木三申踊		
			佐賀	村田浮立		
			長崎	百津浮立		
			熊本	下里白太鼓踊り		
			宮崎	元禄坊主踊り		
			鹿児島	土踊(稚児踊)		
				入来町の抱瘡踊		
沖縄	津覇の獅子舞					

独立行政法人文化財研究所

東京文化財研究所

民俗芸能の上演目的や上演場所に関する  
調査研究報告書

平成18年3月31日

編集・発行

独立行政法人文化財研究所

東京文化財研究所芸能部

〒110-8713 東京都台東区上野公園13-43

TEL 03-3823-4925